

# 農業農村整備事業制度の概要

令和 3 年 度 版

令和 3 年 9 月

宮 城 県 農 政 部

# 利用にあたって

本書は、令和3年度に農業農村整備事業を実施するにあたり、本県で実施する事業の制度を要約したものです。制度の詳細など、不十分な点は、それぞれの要綱・要領を確認のうえ御利用願います。また、本県で実施していないため、本書に記載されていない事業制度もあります。

## 利用上の注意

事業名	令和3年度に本県で実施する予定の事業および新規制度の事業の主なものを掲載しています。
所管課班	㊦：事業実施に必要な調査計画を実施する担当班 ㊧：調査計画された事業を実施する担当班 ㊦㊧の記載のないもの：調査計画および事業実施を担当する班
事業の内容	事業の主要事業内容
採択基準	事業採択基準のうち主なもの（離島地域の特例等本県に該当しないものは記載していない。）
負担割合	・令和3年4月現在負担割合の決まっていない事業については未定

# 目 次

1 令和3年度宮城県農業行政の概要	1
2 新・宮城の将来ビジョンの実現に向けた取組(農業農村整備事業関係)	2
3 農業農村整備事業負担割合一覧表	4
4 事業制度の概要	
(1) かんがい排水	
・国営かんがい排水事業(S24～)	11
・国営施設応急対策事業(国営かんがい排水事業特別型)(H24～)	14
・国営土地改良事業に係る調査計画制度	15
・基幹水利施設整備型(水利施設等保全高度化事業 一般型) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	16
・排水対策特別型(水利施設等保全高度化事業 一般型) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	17
・基幹水利施設保全型(水利施設等保全高度化事業 一般型) (農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	18
・地域農業水利施設保全型(農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業)(R元～)	20
・広域農業用水適正管理対策事業(H4～)	22
・実施計画策定事業(H30～)	23
(2) 農地整備(ほ場整備)関係	
・農地整備事業(経営体育成型)(旧経営体育成基盤整備事業(一般型))(H15～)	26
(旧経営体育成基盤整備事業(面的集積型))(H20～)	29
・農地整備事業(経営体育成型)(H26～)	31
・農地中間管理機構関連農地整備事業(H30～)	34
・経営体育成基盤整備事業(H15～)	36
・経営体育成促進事業(H16～)	37
(3) 償還対策	
・農家負担金軽減支援対策事業(H21～)	39
・国営土地改良事業負担金償還助成事業(H2～)	42

<b>(4) 農 道</b>	
・農地整備事業(通作条件整備)(H23～)	45
・農村整備事業(農道・集落道整備事業)(R3～)	47
<b>(5) 農村総合整備</b>	
・農業農村整備事業実施計画策定事業(H14～)	49
・農村集落基盤再編・整備事業(中山間地域総合整備型(旧:中山間地域総合整備事業))(H2～)	51
・農村集落基盤再編・整備事業(集落基盤再編型(旧集落基盤整備事業))(H23～)	53
・農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)(R3～)	55
・農業集落排水整備推進交付金事業(H13～)	57
・農村環境計画策定事業(H12～)	58
<b>(6) 防災関係</b>	
・防災ダム整備事業(S40～)	61
・ため池整備事業(S28～)	62
・用排水施設等整備事業(S28～)	65
・農地保全整備事業(H24～)	68
・地域防災機能増進事業(H30～)	69
・特定農業用管水路等特別対策事業(H18～)	70
・農業用河川工作物等応急対策事業(S28～)	71
・地すべり対策事業(S33～)	72
・ため池緊急防災環境整備事業(R3～)	73
・防災重点農業用ため池緊急対策整備事業(R3～)	75
・農業用施設等災害管理対策事業(H27～)	78
・農村防災施設整備事業(H24～)	80
・海岸保全施設整備事業(S33～)	81
・障害防止対策事業(S35～)	83
・農地・農業用施設災害復旧事業(S25～)	85
・直轄災害復旧事業	87
・農村地域防災減災事業(調査計画事業・実施計画策定)(H24～)	88
・土地改良施設突発事故復旧事業(H30～)	90
<b>(7) 施設管理</b>	
・土地改良施設維持管理適正化事業(S52～)	92
・基幹水利施設管理事業(H8～)	94
・国営造成施設管理体制整備促進事業(S60～)	96
・水利施設管理強化事業(R3～)	98
・県営造成施設管理体制整備促進事業(R3～)	99
・土地改良区体制強化事業(H28～)	101



<b>(8) 県単独補助事業</b>	
・土地改良施設機能診断事業(H15～)	107
・みやぎ都市農村交流アドバイザー派遣事業(R3～)	108
・農業水利権管理事業(H4～)	109
・中山間地域農地保全支援事業(R元～)	110
・農地等地域整備構想策定支援事業(H29～)	111
<b>(9) 市町村振興総合補助金(農業農村整備事業関係)</b>	
・豊かなふる里保全整備事業(H16～)	113
・都市と農山漁村の交流拡大事業(H16～)	114
<b>(10) 非公共事業</b>	
・みやぎの地域資源保全活用支援事業(中山間地域等農村活性化基金)(R元～)	116
・中山間地域等直接支払交付金事業(R2～)	117
・多面的機能支払交付金事業(H26～)	118
・農地耕作条件改善事業(H27～)	120
・農業水路等長寿命化・防災減災事業(H30～)	122
<b>5 参考資料</b>	
(1) 農業農村整備事業の実施手続	126
(2) 県営土地改良事業条例	174
(3) 国営土地改良事業負担金等徴収条例及び施行規則	181
(4) 国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱	200
(5) 農業水利権管理事業取扱要領	215
(6) 補助金等交付規則	221
(7) 土地改良事業補助金交付要綱	226
(8) ガイドライン(地帯区分「農林水産省」抜粋)	257
(9) 地域指定の概要	271
(10) 農業水利施設のストックマネジメント対策関連事業概念図	280
(11) 県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について	282

※農村整備課所管事業の補助金交付要綱は農村整備課のホームページに掲載しています。

巻末:事業目的別索引

## 1. 令和3年度 宮城県農業行政の概要

# 共創力強化

～多様な人材が豊かな未来をつくる みやぎの食と農～

### ○現状と課題

東日本大震災からの創造的な復興の取組により、100haを超える大規模土地利用型農業法人や、高度な環境制御技術を導入した先進的施設園芸に取り組む法人が増加しています。

一方、人口減少や高齢化に伴い、国内の食の市場規模が縮小し、農家数の減少も加速しており、国内外での市場開拓、生産現場での労働力不足への対応が課題となっています。また、集落機能の低下、野生鳥獣被害の深刻化、さらには、大規模化・頻発化する自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などへの対応も課題となっています。

### ○令和3年度の基本的な方向性

実需者ニーズに対応するための産地生産体制の整備や食品製造業との連携強化による「食のバリューチェーンの構築」、先進的施設園芸や大規模露地園芸の振興による「園芸の拡大」、労働力不足などに対応したアグリテックの導入や鳥獣被害防止対策へのICTの活用など「デジタル化の推進」、関係人口との連携による「農村のなりわい創出」、洪水被害を緩和する田んぼダム等の導入等による「自然災害への対応」をはじめとした各種施策を展開します。また、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応や令和元年台風被害等からの復旧・復興に取り組めます。

これらの取組を農業者だけでなく、消費者も含め食と農に関わる人材が結びつき、活躍することにより、豊かな食と農の未来を築けるよう施策を展開します。

### ○重点施策

#### I 時代のニーズに対応した県産食品の安定供給（豊かな食）

- 県民による豊かなみやぎの食と農への理解と地産地消の促進
- 生活様式の変化に対応する県産食品の販売力強化
- 県民への安全・安心な食料の安定供給

#### II 次代の人材育成と革新技术の活用による戦略的な農業の展開（儲ける農業）

- みやぎの農業を支える多様な人材の確保・育成
- 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化
- 基盤整備と集積・集約化による農地利用の高度化
- 先進的大規模拠点を核とした園芸産地の確立
- 水田フル活用による需要に応じた作物生産の振興
- 生産基盤の拡大による畜産の競争力強化

#### III ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築（活力ある農村）

- 関係人口と共に創る活力ある農村
- 地域資源を活用した多様ななりわいの創出
- 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり
- 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化

## 2. 新・宮城の将来ビジョンの実現に向けた取組（農業農村整備事業関係）

### 新・宮城の将来ビジョン

- ◆ 県では、令和2年度で終期を迎えた「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」の後継計画として、令和3年度を始期とする「新・宮城の将来ビジョン」を策定しました。  
計画期間が10か年である本ビジョンは、3～4年を期間とする実施計画を別途定め、具体的取組（推進事業）や数値目標を示した上で確実に実施していくとともに行政評価システムにより事業の有効性や効率性などを検証しながら推進していきます。

#### ①被災地の復興完了に向けたきめ細やかなサポート

体系・基本方向・取組名	農業農村整備関係事業名
取組分野3 福島第一原発事故被害への対応	鳥獣害防止対策事業

#### ②政策推進の基本方向

体系・基本方向・取組名	農業農村整備関係事業名
<b>1. 富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進</b>	
(1) 全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる	
2 宮城が誇る地域資源を活用した観光産業と地域を支える商業・サービス業の振興	むらまち交流拡大推進事業
3 地域の底力となる農林水産業の国内外への展開	農地整備事業
(2) 産業人材の育成と産業基盤の活用によって持続的な成長の基礎をつくる	
4 時代と地域が求める産業人材の育成と活躍できる環境の整備	農業経営高度化支援事業
<b>4. 強靱で自然と調和した県土づくり</b>	
(7) 自然と人間が共存共栄する社会をつくる	
15 環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立	小水力等農村地域資源利活用促進事業
16 豊かな自然と共生・調和する社会の構築	令和のむらづくり推進事業 地域資源・キャリア人材フル活用事業 みやぎの地域資源保全活用支援事業 多面的機能支払事業 田んぼダム導入促進・効果検証モデル事業 防災重点ため池管理対策強化支援事業 宮城県ため池サポートセンター事業
(8) 世代を超えて安全で信頼のある強くしなやかな県土をつくる	
17 大規模化・多様化する災害への対策の強化	水利施設整備事業 農地防災事業
18 生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実	中山間地域等直接支払交付金事業 農地整備事業（通作条件整備） 県営造成施設管理体制整備促進事業 土地改良施設機能診断事業

# 「次代に向けて田水郷をつなぐ みやぎの農業・農村」

令和3年7月  
農山漁村なりの課  
農村振興課  
農村整備課



## 農業・農村を取り巻く情勢・課題

「みやぎと農の県民条例」で掲げる4つの目標

- 安全で安心な食料の安定供給
- 農業の持続的発展
- 多面的機能の発揮
- 農村の総合的な振興

第3期みやぎと農の県民条例基本計画(R3~R12)  
における主要目標

農業集積額: 1,939億円(H30) ⇒ **2,288億円(R12)**  
農地面積: 126,300ha(R1) ⇒ **119,500ha(R12)**

## ○全国トップクラスの大区画水田整備率

東北6県における水田整備率(R元)

水田整備率(%)	3ヶ大区画整備率(%)
30%以上	30%以上
青森県	66.9%
秋田県	52.8%
宮城県	29
岩手県	23
福島県	9
平均	69.0%
山形県	12
山梨県	13
長野県	24.4%
岐阜県	3
静岡県	7
愛知県	3.2%
兵庫県	72.9%
徳島県	8
香川県	6.8%
高知県	18

出典: 農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

## 第3期みやぎ農業農村整備基本計画(R3~R12)における施策の推進方向

### 基本項目 I 人口減少下で持続的に発展する農業の振興 (産ける農業)

施策1 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化  
① アグリテックの推進に向けた基盤整備  
② 時代のニーズに対応した農業技術の確立と現地普及

施策2 基盤整備と集約による農地利用の高度化  
① 農業の成長産業化に向けた農業基盤整備  
② 中山間地域等における農業生産の効率化と優良農地の確保  
③ 担い手への農地集積・集約化の推進  
④ 農業水利施設等のストックマネジメントの推進 (農業用水の安定供給)

施策3 先進的大規模農地を核とした園芸産地の確立  
① 大規模露地園芸の振興

### 基本項目 II 多様な主体が活躍できる農村の構築 (活力ある農村)

施策4 関係人口と共に創る活力ある農村  
① 農村を支える人材育成と体制整備  
② 交流拡大による関係人口の創出  
③ 農村におけるデジタルトランスフォーメーションの推進

施策5 地域資源を活用した多様な取り組みの創出  
① 地域資源の掘り起こしと磨き上げ  
② 地域運営組織等による地域資源を活用したなりの創出  
③ 「大地産地」による地域経済循環の構築

施策6 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり  
① 農村の地域資源保全活動の推進による多面的機能の維持・発揮  
② 土地改良区の体制強化  
③ 野生鳥獣による農作物被害対策の強化とエンジニア活用の拡大

### 基本項目 III 自然災害に耐性のある農村地域の防災・減災対策の強化 (強靱な農業・農村)

施策7 農業・農村の強靱化による地域防災力の強化  
① 農村の防災機能の充実  
② 田んぼダム等農村地域の有する洪水調節機能の維持・向上

施策8 基本項目毎に以下の「重点推進プロジェクト」を設定し、優先的かつ重点的に取り組めます。

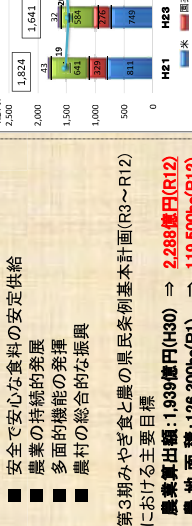
基本項目 I 重点推進プロジェクト①  
収益力向上に向けた基盤整備  
大区画化が活用された水田で高収益作物(まねこ)を栽培 (再生・再生2地区(美玉町))

基本項目 II 重点推進プロジェクト②  
地域と関係人口を待つ関係人口の創出  
農山漁村交流拡大プラットフォームにより、ビジネスを展開したい農林業者や団体、さらに県内外の企業や個人とのネットワークを構築し、新たな関係人口を創出します。

基本項目 III 重点推進プロジェクト③  
農村地域の安全・安心な暮らしを守るため、防災重点農地を核とした関係人口の創出  
関係人口の創出を促進する関係人口の創出

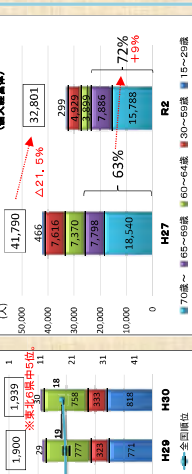
## ○農業産出額の低迷

【農業産出額の推移(産額)】



## ○農業者の減少・高齢化

【年齢別農業従事者数の推移(産額)】



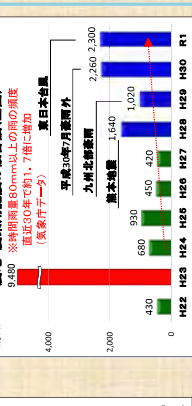
## ○関係人口の増加

【関係人口の増加】



## ○関係人口の増加

【関係人口の増加】



## 令和3年度主要事業

(単位: 千円)

- ◆競争力のある農業の実現に向けて、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備を推進します。また、野菜等の高収益作物の導入による収益性の向上を目指し、水田の汎用化を進めます。
- ◆農業農村整備事業を計画的に推進するため、事業管理計画に基づき、事業計画の調査・策定に取り組めます。

### 令和3年度 農地整備実施地区数 45地区(A=234ha)

令和3年度 調査計画地区数 37地区(うち新規13地区)

- ・農地整備事業【農整】 8,979,734
- ・水利施設整備事業【農整】 1,710,950
- ・基幹水利施設管理事業【農整】 256,619
- ・農地耕作条件改善事業【農整】 526,653
- ・農業農村整備事業実施計画策定費【農村】 119,910
- ・水利施設等保全高度化事業実施計画策定費【農村】 90,300

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行います。

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆関係人口の創出を図るため、農山漁村交流拡大プラットフォームを活用した農山漁村地域と事業者のマッチングなど、多様な参加者による交流活動が行える体制づくりを支援します。

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ・多面的機能支払事業【農整】 2,100,264
- ・中山間地域等直接支払交付金事業【農整】 265,924
- ・中山間地域等整備事業【農整】 31,500
- ・令和のむらび推進事業【農整】 27,856
- ☆みやぎ農山漁村デジタルトランスフォーメーション推進事業【農整】 7,000

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策として、早急に対策が必要な防災重点ため池等について、安全性を確保するための対策に取り組めます。

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆洪水被害を緩和する「田んぼダム」の取組を拡大するため、モデル地区の設定、効果の検証を行うとともに適地の選定について検討します。

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 防災重点農地整備のための調査 587箇所 (安全化検証準備: 447箇所) (地域基幹特性評価: 90箇所)

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ☆ 防災重点農地整備事業【農整】 279,275
- ・農業用水河川作物等応急対策事業【農整】 164,950
- ・水利施設等保全高度化事業【農整】 13,000
- ・農業集約排水事業【農整】 350,784
- ・農地地域防災減災事業調査計画策定費【農村】 95,640
- ☆ 田んぼダム導入促進・効果検証モデル事業【農村】 20,200

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和元年東日本台風風災等からの生産基盤の早期復旧に取り組めます。

### 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ・農地災害復旧費【農整】 3,956,918
- ・施設災害復旧費【農整】 7,671,301
- ・県営災害復旧費【農整】 2,190,637
- ・農業集約排水施設災害復旧費【農整】 29,252

## 将来の姿 (目標指標)

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha



## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha



## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

## 令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

- ◆令和3年度 日本型直接支払取組予定面積 A=74,900ha

### 3. 農業農村整備事業負担割合一覽表

#### ● 県営事業

区分	事業名		負担率			
			国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業					
	基幹水利施設整備型	一般型 ※( )はダムに係る分 ※ H23新規地区以降適用	50	25 (40)	10 (10)	15 (一)
	排水対策特別型	排水対策特別型 ※ H23新規地区以降適用	50	25	10	15
	基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業 (機能保全計画策定)	50	25	25	
		対策工事及び緊急補修工事	50	29	14	7
	農地整備事業					
	(旧一般型)	※[ ]はH22新規地区まで適用 ※( )はH17まで新規地区及びH19まで新規2期地区に適用 ※【 】はH12まで新規地区適用 ※< >は中山間地域に適用	50 <55>	27.5 [30] (32.5) 【35】	10	12.5 <7.5> [10] (7.5) 【5】
	(旧面的集積型) ※農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業	※[ ]はH18～22新規地区適用 ※( )はH17まで新規地区適用 ※【 】は～H12まで新規地区適用 ※< >は中山間地域に適用	50 <55>	27.5 [30] (32.5) 【35】	10	12.5 <7.5> [10] (7.5) 【5】
	農地中間管理機構関連	一般地域 ( )は推進費含む	50 (62.5)	27.5	10	—
		中山間地域 ( )は推進費含む	55 (62.5)	27.5	10	—
	農地耕作条件改善事業	(切出地区) 地域内農地集積型、高収益作物転換型 ※< >は中山間地域に適用	50 <55>	27.5	10	12.5 <7.5>
	農山漁村地域復興基盤総合整備事業	(移行地区)				
		一般地域 ※【 】はH25以降一般地域 ※< >はH23・H24一般地域	75	【16.5】 <16.1842>	【6.0】 <6.3158>	2.5
		中山間地域 ※【 】はH25以降中山間地域 ※< >はH23・H24中山間地域	77.5	【15.95】 <15.6823>	【4.3】 <4.5677>	2.25
		(新規地区:H24以降新規地区)				
		一般地域	75	17	8	
		中山間地域	77.5	14.5	8	
	農地整備事業(通作条件整備)					
	(基幹農道整備)	一般型	50	未定	未定	—
		保全対策型	50	25	25	—
	(一般農道整備)	一般型	50	未定	未定	—
保全対策型		50	未定	未定	—	
防災ダム事業	防災ダム工事	55	39	6	—	
ため池整備事業						
(ため池総合整備工事)	地震・豪雨対策型(豪雨対策・大規模)	55	34	11		
	地震・豪雨対策型(豪雨対策・小規模)	50 <55>	34 <34>	16 <11>		
	※< >は中山間地域					
	地震・豪雨対策型(地震対策・大規模)	55	34	11		
	地震・豪雨対策型(地震対策・小規模)	50 <55>	34 <34>	16 <11>		
	※< >は中山間地域					
	一般整備型(大規模)	55	28	17		
	一般整備型(小規模)40ha以上	50 <55>	33 <33>	17 <12>		
	※< >は中山間地域					
	一般整備型(小規模)40ha未満	50 <55>	29 <29>	21 <16>		
※< >は中山間地域						
(ため池群整備工事)	ため池長寿命化型	50 <55>	29 <29>	21 <16>		
	※< >は中山間地域					
	(大規模)	55	34	11		
	(小規模)	50 <55>	34 <34>	16 <11>		
	※< >は中山間地域					

区分	事業名		負担率			
			国	県	市町村	その他
農業生産基盤整備・保全事業	用排水施設等整備事業	湛水防除(大規模)基幹施設 400ha以上	55	37	8	-
		湛水防除(大規模)その他施設 1,000ha以上	55	37	8	-
		湛水防除(小規模)基幹施設 300ha以上 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	42 (42)	8 (3)	-
		湛水防除(小規模)基幹施設 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	37 (37)	13 (8)	-
		湛水防除(小規模)その他施設 100ha以上 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	32 (32)	18 (13)	-
		用排水施設(大規模)400ha以上	55	28	17	
		用排水施設(小規模)200ha以上 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	33 (33)	17 (12)	
		用排水施設(小規模)200ha未満 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	29 (29)	21 (16)	
	特定農業用管水路等特別対策事業	県営造成施設 ※〈 〉は中山間地域(H25以降適用)	50 (55)	35 (35)	10 (10)	5 (0)
	国営造成施設管理体制整備促進事業	管理体制整備型(計画策定事業)	50	50	-	-
	農業用河川工作物等応急対策事業	河川応対(大規模) 総事業費1億円以上	55	37	8	-
		河川応対(小規模) 総事業費5,000千円以上 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	42 (42)	8 (3)	-
		河川応対(小規模) 総事業費800千円以上 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	32 (32)	18 (13)	-
	農村防災施設整備事業	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業) ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	29 (29)	14 (14)	7 (2)
	地すべり対策事業	地すべり防止工事	50	50	-	-
	農村地域防災減災事業	調査計画	100 (定額)	-	-	-
	基幹水利施設管理事業					
	荒砥沢ダム(本体), 小田ダムに係る分	30	70	-	-	
	荒砥沢ダム(沖富調整池)に係る分	30	30	40	-	
	岩堂沢, ニツ石ダムにかかる分	30	30	20	20	
農村整備事業	地域用水環境整備事業	地域用水環境整備型 歴史的施設保全型	50	25	25	
	農村地域集落基盤再編・整備事業 (中山間地域総合整備事業)	農業生産基盤	55	30	10	5
		農業生産基盤以外	55	30	15	
その他	海岸保全施設整備事業	高潮対策, 侵食対策, 海岸耐震対策, 海岸堤防老朽化対策 ※( )は離島	50 (55)	50 (45)	-	-
		津波・高潮危機管理対策	50	50	-	-
		海岸環境整備	1/3	2/3	-	-
	障害防止対策事業		100~66.7	0~16.7	0~16.6	



●団体営事業

区分	事業名	負担率			
		国	県	その他	
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業				
	基幹水利施設保全型	対策工事 ※〔 〕は県有ダムに係る分	50 [50]	14 [50]	36 -
	地域農業水利施設保全型	対策工事 ※( )は4法指定地域	50 (55)	14 (15)	36 (30)
	ため池整備事業(ため池総合整備工事)	地震・豪雨対策型(大規模)	55	19	26
		地震・豪雨対策型(小規模) ※〈 〉は中山間地域	50 <55>	21 <21>	29 <24>
		一般整備型(大規模)	55	18	27
		一般整備型(大規模), 長寿命化型 ※〈 〉は中山間地域	50 <55>	18 <18>	32 <27>
	用排水施設等整備事業	市町村営 ※20ha以上	50	1	49
	特定農業用管水路等特別対策事業	特別対策事業(国営造成施設) ※吹付け材の除去復旧に限る	50	21	29
		特別対策事業	50	1	49
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型	60	1	39
		管理体制整備型(推進・支援事業) ※〔 〕はH19新規地区以降適用	50	25 [ 1]	25 [49]
	水利施設管理強化事業 ※R3新規:国営造成施設管理体制整備促進事業から切り出し	一般型 ※〔 〕は国営造成施設管理体制整備促進事業をH19新規地区以降適用	50	25 [ 1]	25 [49]
	県営造成施設管理体制整備促進事業	推進・支援事業	-	50	50
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40	
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業 ※〔 〕はH23新規地区以降適用	30	1~30 [ 1]	40~69 [69]	
農村整備事業	集落基盤整備事業	農業生産基盤	50	14	36
		農村生活環境	50	1	49
		実施設計の策定	50	-	50
	農業集落排水事業	施設等の整備又は改築 ※県の高上げは農業集落排水整備推進交付金	50	-	50
		施設等の調査及び計画の策定	50	-	50
		最適整備構想の策定	定額	-	-

●非公共事業

事業名		負担率		
		国	県	その他
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4	1/4
	知事特認地域	1/3	1/3	1/3
多面的機能支払交付金事業	農地維持支払交付金	1/2	1/4	1/4
	資源向上支払交付金	1/2	1/4	1/4
農地耕作条件改善事業	団体営 定率助成 農業生産基盤 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	14	36 (31)
	団体営 定率助成 農村生活環境 ※〈 〉は中山間地域	50 (55)	-	50 (45)
	定額助成	定額	-	-
農業水路等長寿命化・防災減災事業				
長寿命化対策（水利施設整備）	県営 定率助成	50	27.5	22.5
長寿命化対策（水利施設整備）	団体営 ※（ ）は6法指定地域等	50 (55)	14	36 (31)
長寿命化対策（機能保全計画策定）	定額助成	定額	-	-
自然災害等対策（ため池整備）	団体営 ※（ ）は6法指定地域等	50 (55)	18	32 (27)
ため池の保全・避難対策 （ハザードマップ作成）	定額助成	定額	-	-
ため池の保全・避難対策 （監視・管理体制の強化）	定額助成	定額	-	-

※土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）に基づき設定





## 4 事業制度の概要

## ( 1 ) かんがい排水

<b>国営かんがい排水事業</b>	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-------------------	--------	--------------------

### 事業の内容

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う。

### 採択基準

各事業種類について、現に存在する受益面積がおおむね3,000ha(離島において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha)以上の一般型と、おおむね500ha(畑に係るものにあつては、100ha)以上の特別型に分類され、かつ、本事業の対象となる農業用排水施設は、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業についてはおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha)以上のもの。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンド等も事業の対象となる。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m<sup>3</sup>/s(重要度及び緊急性の高い施設にあつてはおおむね0.1m<sup>3</sup>/s)以上で老朽化が著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

また、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、上記にかかわらず、末端支配面積がおおむね300ha以上のものを本事業の対象とする。

表1. 事業の分類(事業抜粋) 高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業

分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	国営造成土地改良施設整備事業 <sup>*1</sup>	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業
	国営流域水質保全機能増進事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの	
	国営農業用水再編対策事業	農業用水施設の整備を行う事業であつて、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの	
	国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの	

\*1管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報設備の整備のみを行う国営造成土地改良施設整備事業に関する採択及び予算措置は、令和7年までとする。

	国営施設機能保全事業	—	農業用排水施設の長寿命化に関する計画を策定し、当該施設の機能を保全するための整備を行う事業
特別型	高収益作物導入促進事業		
	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）		農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業
	国営洪水調節機能強化事業		「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備を行う事業
	国営施設応急対策事業 （詳細はP.14を参照のこと）	—	農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該施設の機能を保全するための整備等を行う事業
	国営施設集約再編事業	—	農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる施設の集約・再編を伴う整備を行う事業

表2. 施設毎各団体負担割合

負担割合 H5年度以降 （着工地区）	区分	国	県 （条例）	市町村	その他	備考	
	1. ダム						
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万㎡以上	70	25	5	—		
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4		
	2. 頭首工						
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—		
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4		
	3. 排水機場、樋門						
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—		
	3,000ha以上5,000ha未満	2/3	23.4	8	2.0		
	1,000ha以上3,000ha未満	2/3	19	8	6.4		
	1,000ha未満	2/3	17	6	10.4		
	一般施設の更新事業に係るもの（R元年度以降）	2/3	19.4	9	5.0		
	4. 排水路						
	受益面積1,000ha以上	2/3	19	8	6.4		
	1,000ha未満	2/3	17	6	10.4		
	一般施設の更新事業に係るもの（R元年度以降）	2/3	19.4	9	5.0		
	5. 用水機場、樋門、導水路						
	全施設	2/3	17	6	10.4		
	一般施設の更新事業に係るもの（R元年度以降）	2/3	19.4	9	5.0		

6. 用水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
一般施設の更新事業に係るもの (R元年度以降)	2/3	19.4	9	5.0	
7. 農業水利制御システム					
末端受益面積 100ha以上	2/3	17	6	10.4	
” 100ha未満	50	25	10	15	
一般施設の更新事業に係るもの (R元年度以降)	2/3	19.4	9	5.0	
応急対策（国営施設応急対策事業）	2/3	19.4	9	5.0	
一体的に行う耐震化対策 (国営耐震対策一体型かんがい排水事業)	2/3	30	3.4	-	

<b>国営施設応急対策事業</b> <b>(国営かんがい排水事業特別型)</b>	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
---	--------	--------------------

## 目 的

食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能保全に係る整備を行うほか、老朽化等による機能低下がみられる場合にあっては、施設の長寿命化計画の作成及び当該計画に基づく機能保全整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。(平成24年度創設)

## 事業の内容

### 1 応急対策:

不測の事態が発生した場合に、その詳細な情報を把握しつつ、二次被害の防止等を図るために最小限必要な内容について定めた応急対策計画に基づいて行う。

### 2 原因究明等調査:

不測の事態の発生原因の究明調査、耐震性の点検・調査、対策工法の検討、老朽化等による機能低下がみられる施設においては長寿命化計画の作成を行い、必要に応じて土地改良事業計画案を作成するための調査を行う。

### 3 対策事業:

原因究明の結果を踏まえ、施設の機能保全を目的とした農業用排水施設の変更を行う。

#### 事業採択期間

原因究明等調査及び応急対策の実施期間、対策事業の採択期間 平成24年度～令和3年度までの10年間

## 採 択 要 件

### 1 対象施設

国営土地改良事業で造成された農業用排水施設（農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステム）を含む）

### 2 末端支配面積

末端支配面積がおおむね500ha（畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業についてはおおむね200ha（畑に係るものにあつては100ha）、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、おおむね100ha）以上のもの。

### 3 実施要件

#### (1) 応急対策

- ・ 事態発生時の責任の所在の明確化が困難なもの
- ・ 緊急性があり、かつ即応しない場合、二次被害や第三者被害の発生のおそれがあるもの

#### (2) 原因究明等調査

- ・ 調査・設計・施工・管理にわたり原因の所在の特定が困難なもの
- ・ 施設の機能・周辺地域に影響を及ぼしているもの、又は及ぼすおそれがあるもの

#### (3) 対策事業

- ・ 応急対策の対象施設を含め、施設の更新又は補修・補強を行う必要があるもの
- ・ 1箇所あたりの事業費が2,000万円以上であること

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	原因究明等調査	定額	—	—	—	
	応急対策及び 対策事業	2/3	19.4	9	5	

<b>国営土地改良事業に係る 調査計画制度</b>	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-------------------------------	--------	--------------------

## 趣 旨

国営土地改良事業を行うために必要な、その地域の課題把握、現況の土地・水利用状況の把握、施設計画、事業費概定、経済効果の算定、環境との調和に配慮した調査計画の策定、更には受益農家への事業概要説明など、さまざまな調査計画業務、関係者との調整業務を行う。

また、土地改良事業により造成された施設が、造成後もその機能を継続的に発揮するためには適切な維持管理を行なうことが重要であり、造成施設の主たる管理者である土地改良区や県・市町村などに対し維持管理に必要な情報提供や連絡調整など（事業のフォローアップ）を行う。

## 主な調査計画制度

- 1 広域基盤整備計画調査（国費：100％）  
食料供給の中核的役割を担う大規模かつ優良な広域の農業地域（広域農業地域）を適切に維持・存続させるため、国が基幹的農業水利施設を計画的、機動的かつ、長寿命化に配慮し、整備更新するための広域基盤整備計画を策定する。
- 2 広域農業基盤整備管理調査（国費：100％）  
地域の農地、農業水利、農村環境等の農業基盤情報の収集・分析・提供を行い、農業振興上の課題を整理するとともに、国営完了地区においては、水利用・排水状況、水管理、施設管理、農業状況等の現状把握を行う。これらの調査成果を基に事業の必要性の検討、水管理方法の変更、営農改善方策の対応を検討するとともに、完了地区においては、事業実施後の事業効果について評価する。
- 3 国営造成施設緊急整備対策調査（国費：100％）  
国営土地改良事業で造成された施設のうち、周辺の土地利用の変化や特殊土壌等が原因で、その機能の発揮に支障を来しているものに対して、施設機能維持のために必要な整備補修を緊急に実施するための調査等を行う。
- 4 地域整備方向検討調査（国費：100％）  
用水計画の見直しや新規の水源開発及び中山間地域の振興、多面的機能の維持・保全を図る国又は独立行政法人緑資源機構が行う事業の実現性の高い地域において、国営等事業の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性について検討を行い、事業計画の案を作成するために行う調査に先立ち地域の課題及び整備構想の概略を検討する。
- 5 地区調査（国費：100％）  
国営土地改良に事業の実施が見込まれる地区において現状把握を行い、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性を検討のうえ事業計画を策定する。
- 6 全体実施設計（国費：当該国営土地改良事業実施要綱負担割合による）  
地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。
- 7 施設長寿命化検討調査（国費：100％）  
老朽化等により施設の機能低下がみられる地区において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討を行い、これらの事項を定めた施設の長寿命化に配慮した更新整備計画（施設長寿命化計画）を策定する。



<b>基幹水利施設整備型</b> (水利施設等保全高度化事業- 一般型) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
---	--------	------	--------------------------------------

### 事業の内容

基幹的な用排水施設であるダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の新設、改修及びそれに付帯する工事。

### 採択基準

- 1 次に掲げるいずれかのに要件を満たすもの。
  - (1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積がおおむね200ha以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの。
  - (2) 現に農業用排水施設の利益を受けていない畑地を受益地とする農業用排水施設(以下「畑地を受益とする農業用排水施設」という。)の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上であり、かつ末端支配面積がおおむね20ha以上のもの。
  - (3) 国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のものの受益面積の合計がおおむね200ha以上のもの。
  - (4) 国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積がおおむね20ha以上のものの受益面積の合計がおおむね100ha以上のもの。
  - (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積がおおむね100ha以上のもの。
  - (6) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であって、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積がおおむね200ha以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。  
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあつては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
  
- 2 水利施設等保全高度化事業を実施する場合は、上記に加えて、次に掲げるいずれかの要件を満たすとともに、既存の基幹水利施設の改修を実施する場合にあつては、当該施設の機能保全計画が策定されているとこと。
  - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
  - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
  - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設整備型	50	25 (40)	10	15 (0)	( )は県営ダム 係る分

<b>排水対策特別型</b> <b>(水利施設等保全高度化事業- 一般型)</b> <b>(農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)</b>	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 水利施設保全班
---	--------	--

### 事業の内容

- ア 用排水施設整備事業（農業用排水施設の新設，廃止又は変更）のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場，排水樋門，排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
- イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び暗渠排水事業，客土事業，区画整理事業であって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。

### 採択基準

- 1 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであり，かつア又はイに該当する水田面積が受益地内のおおむね50%以上であること。
  - ア 降雨時において排水機，排水樋門，排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田
  - イ 常時地下水位が高い（田面から夏期においておおむね50センチメートル未満又は冬期においておおむね70センチメートル未満の位置をいう）水田
  - ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田
- 3 受益面積 20ha以上
- 4 末端支配面積 5 ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	排水対策特別型	50	25	10	15	

<b>基幹水利施設保全型</b> (水利施設等保全高度化事業- 一般型) (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農村整備課 水利施設保全班
---	----------------------------	--

## 事業の内容

国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、農業用排水路等の基幹的な農業水利施設について、施設の有効活用を図るため、効率的な機能保全対策を推進するもの。

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定
- 2 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画に基づく対策工事の実施
- 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事等の実施

## 採択基準

- 1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水機場であること。
- 2 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。
- 3 県の基幹的な農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられたもの。
- 4 対策工事を法律補助事業で行う場合においては、受益面積100ha以上であること。
- 5 水利施設等保全高度化事業を実施する場合においては、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの。
  - (1) 高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
  - (2) 事業の完了時において当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実に見込まれるものであること。
  - (3) 水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するものであること。

## 運用方針（内部規定）

### 1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は県営土地改良事業で造成された農業水利施設のうち、標準耐用年数を既に超過しているか、機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 対象施設の選定は、一次機能診断の数値評価結果等に基づき施設管理者と協議のうえ行う。
- (3) 地区の選定は各管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごと等にする。
- (4) 機能保全計画は策定後、施設管理者にその結果を速やかに報告する。

### 2 対策工事の実施基準

国営造成水利施設保全対策指導事業及び本事業等で作成した機能保全計画に基づき実施する。

#### (1) 県営事業

法律補助事業（土地改良法の手続きを経る事業）を基本とし、1施設の受益面積が100ha以上かつ1地区の総事業費が5,000万円以上とする。1施設あたりの事業費が概ね1億円で、また早急に事業化する必要がある場合は予算補助事業（土地改良法の手続きを経ない事業）を選択できるものとする。

(2) 団体営事業

1 施設の受益面積が100ha以上で1地区の事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上の地区とする。

3 緊急補修工事の実施基準

事業主体は施設管理者とし、1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上かつ事業費が200万円以上を要件とする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	基幹水利施設保全型 機能保全計画策定対策 工事 緊急補修工事	50	29 (50)	14 (-)	7 (-)	( )は 県有ダムに係る分
団体営	基幹水利施設保全型 機能保全計画策定対策 工事 緊急補修工事	50	14	21	15	市町村営
		50	14	13	23	土地改良区営 (農山漁村地域整備交付金)

地域農業水利施設保全型 (農山漁村地域整備交付金- 水利施設等整備事業)	事業主体	市町村 土地改良区等	所管課班
			① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 水利施設保全班

### 事業の内容

団体営造成施設等の劣化状況等の調査に基づき、施設管理の省力化や環境との調和へも配慮しつつ、機能を保全するために必要な対応方策を定めた計画（以下「機能保全計画」という。）を作成、これに基づく施設の更新や予防的な保全対策、又は事後的な保全対策を適切に組み合わせて行うとともに、これらに取り組むための技術指導等を併せて実施するもの。

- 1 団体営造成施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事の実施。
- 3 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

### 採択基準

- 1 県が作成する地域農業水利施設保全対策実施方針に位置づけられたもの。ただし、基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に位置づけられた施設は本事業の対象外。
- 2 機能保全計画の策定においては、末端支配面積100ha以上であり、予防的な対策が有効と見込まれるもの。
- 3 対策工事においては受益面積100ha以上（機能保全計画を当事業で実施していない場合で、別に機能保全計画を作成している場合は10ha以上）であること。
- 4 事後保全においては、施設の劣化に起因すると想定されるもの。
- 5 対策工事及び事後保全においては、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

### 運用方針（内部規定）

#### 1 機能保全計画の策定の実施基準

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設で、標準耐用年数を既に超過しているか機能保全計画策定予定年から5年以内に超過する施設。
- (2) 地区の設定は、管内の状況を勘案し、管内ごと、市町村ごと、水系ごと及び土地改良区ごととする。

#### 2 対策工事の実施基準

- (1) 1地区の総事業費が3,000万円以上かつ1施設あたりの事業費が200万円以上を要件とする。
- (2) 本事業で計画を策定した場合は1施設の受益面積（末端支配面積）が100ha以上とし、施設管理者独自で計画を策定した場合は1地区あたり受益面積（末端支配面積）が10ha以上とする。

#### 3 緊急工事の実施基準

事後保全は以下の要件全てに合致する施設を対象とする。

- (1) 対象施設は団体営土地改良事業で造成された農業水利施設、県営土地改良事業で造成された施設のうち基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針に記載されていない施設又は現に農業水利施設として利用され、施設管理者（個人を除く）が明確な施設。
- (2) その事故が劣化に起因すると判断されるもの。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	機能保全計画策定	50	14	21	15	市町村営
		50	14	13	23	土地改良区営
	対策工事 及び 緊急工事	50 (55)	14	21	15 (10)	市町村営
		50 (55)	14	13	23 (18)	土地改良区営

※（ ）は 離島，特別豪雪地帯，振興山村，半島振興対策実施地域，過疎地域，  
特定農山村地域又は急傾斜畑地帯の場合

広域農業用水適正管理対策事業	事業主体	県 市町村 土地改良区等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

### 趣 旨

国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているものを撤去することによって、当該流域の農業用水管理の適正化、災害の未然防止等を目的とするもの。

### 事業の内容

次の（１）及び（２）に該当する農業水利施設の撤去を行う。

- （１）国営土地改良事業の施行に伴い、用途廃止すべき頭首工、水門、樋管、樋門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了しない等のため、用途廃止されずに残存しているもの
- （２）農業用水管理又は河川管理上の支障を及ぼすおそれのある農業水利施設

### 採 択 要 件

次のすべての要件に該当するものであること。

- （１）国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良法第87条、同法第87条の2及び同法第87条の3のいずれかの規定により定められた土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。
- （２）次のいずれかに該当する農業水利施設の撤去
  - ア 当該施設下流域の農業用水を含めた河川の流水の適正な流下及び水利調整の円滑化に支障を及ぼすおそれのある農業水利施設
  - イ 放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者から撤去を求められている施設

### 事 業 主 体

県、市町村、土地改良区、その他知事が適当と認める者。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	広域農業用水適正 管理対策事業	※ 1	※ 2			※ 1 従前の国営土地改良業完了時の国庫負担を適用。  ※ 2 国庫負担率外の負担合については、「た池等整備（農業用河工作物等応急対策）の負担割合の区分につき要件を決定し、のガイドラインによる負担割合を算出する

実施計画策定事業 (水利施設等保全高度化事業)	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村整備課 水利施設保全班

### ①施設計画策定事業

#### 事業の内容

- 1 実施計画の策定  
農業用排水施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。
- 2 水管理方法の技術的検討
- 3 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備・管理マニュアルの作成
- 4 その他、地域の水管理上必要となる調査計画等

#### 採択基準

当該事業費が200万円以上であること。  
実施計画策定事業の採択期間は、令和7年度までとする。

### ②機能保全計画策定事業

#### 事業の内容

- 1 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定（機能保全計画に必要な当該施設の機能診断を含む）
- 2 1の機能保全計画は次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 施設現況調査（建造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果
  - イ 施設機能診断（劣化の度合いの測定等）概要及び結果
  - ウ 劣化原因究明のための建造物の監視
  - エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）
- 3 事業実施主体が県である場合は、策定された機能保全計画の内容に関する情報の集約の推進を図るとともに当該情報が国営土地改良事業によって造成された施設又はこれと一連の管理体系化にある施設に係るものについては、地方農政局長に情報提供を行うものとする。

#### 採択基準

末端支配面積が10ha以上であること。  
採択期間は令和7年度までとする。

### ③資産評価データ整備事業

#### 事業の内容

- 1 国で策定した資産評価マニュアル等に基づく資産評価に必要なデータの整理
- 2 土地改良施設台帳の作成。

#### 採択基準

資産評価データ整備事業を行う場合にあっては、土地改良区が管理する土地改良施設（国営・機構営造成施設を除く）を対象とする。  
採択期間は令和4年度までとする。



### 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区又は都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、資産評価データ整備事業を実施する場合には、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会とする。

負担割合	区	分	国	県	市町村	その他	備考
	施設計画策定事業		定額				
	機能保全計画策定事業		定額				
	資産評価データ整備事業		定額				

## (2) 農地整備（ほ場整備）関連

事業名 集積要件	経営体育成型		
	一般型	面的集積型	集約型
農業競争力強化基盤整備事業	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	○
農山漁村地域整備交付金	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	-
東日本大震災復興交付金	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	
農村地域復興再生基盤総合整備事業	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)	○ (継続地区のみ)

ほ場整備事業関係については上記のとおり農地整備事業（経営体育成型）を実施しています。

農地整備事業(経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業(一般型))

継続地区(H25年度までの採択)のみ適用 ……一般型

農地整備事業(経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業(面的集積型))

継続地区(H25年度までの採択)のみ適用 ……面的集積型

農地整備事業(経営体育成型) H26年度以降採択・新規地区適用 ……集約型

<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> （旧経営体育成基盤整備事業（一般型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班
		② 農村整備課 ほ場整備班

## 目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

## 実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金，東日本大震災復興交付金，農村地域復興再生基盤総合整備事業で実施。

## 採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 事業完了時において，次のいずれかを満たすこと。
  - ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が，当該地区に係る市町村，農業協同組合，農業委員会等の関係団体が協議して定める担い手の育成確保に係る目標以上となること。
  - イ 認定農業者数が30%以上増加すること。
- 3 生産基盤整備事業等の完了時において，当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実と見込まれること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
20%未満の場合	30%以上
20%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

## 負担割合

### 1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業		27.5		12.5 (7.5)	( )は中山間等地域適用
	(経営体育成型)	50	30	10	10	H22まで新規地区適用
	(旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	(55)	32.5		7.5	H17まで新規地区及びH19ま 新規の2期地区に適用
			35		5	H12まで新規地区適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 (経営体育成型) (旧経営体育成基盤整備事業 (一般型))	継続地区より移行した地区				
		75	16.5	6.0	2.5	H25以降一般地域
			16.1842	6.3158	2.5	H23・H24一般地域
		77.5	15.95	4.3	2.25	H25以降中山間地域
			15.6823	4.5677	2.25	H23・H24中山間地域
		H24以降新規地区				
		75	17	8	一般地域	
77.5	14.5	8	中山間地域			

## 2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

(農業競争力強化農地備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	30 (27)	20 (18)	H22年度以前の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
		50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	H23年度以降の採択地区 農村地域復興再生基盤総 整備事業の場合
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体集積促進事業	50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H12年度以前の採択地区
		[35]	[35]	—	
		<38.5>	<31.5>	—	
		50 (55)	50 (45)	—	H13～15年度の採択地区
		50 (55)	20 (18)	30 (27)	助成割合は2.5%まで 助成割合2.5～5%まで
		[20]	[20]	—	
	<22>	<18>	—		
50 (55)	35 (31.5)	15 (13.5)	H16～17年度の採択地区		
[35]	[35]	—			
<38.5>	<31.5>	—			

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(2)農業経営高度化促進事業 高度経営体集積促進事業	50 (55) [30] <33>	30 (27) [30] <27>	20 (18) — —	H18～22年度の採択地区
		50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	H23年度以降の採択地区
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

- ・ (1)の化については、市町村、改良区、JA等が事業実施主体
- ・ (2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体
- ・ ( ) は中山間等地域に適用
- ・ [ ] は市町村の負担が無い場合に適用
- ・ < > は市町村の負担が無い場合の中山間等地域に適用

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分の95%まで震災復興特別交付税が措置される。

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業 ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業 高度経営体集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

- ・ (1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体
- ・ ( ) は中山間等地域に適用

<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

## 目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

## 実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金、東日本大震災復興交付金、農村地域復興再生基盤総合整備事業で実施。

## 採択要件

1 受益面積が20ha以上であること。

2 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれること。

担い手農地面的集積率	
事業開始時	事業完了時
13%未満の場合	20%以上
13%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

## 負担割合

### 1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	50 (55)	27.5 30 32.5 35	10	12.5 (7.5) 10 7.5 5	( )は中山間地域に適用 H18～H22新規地区適用 H17まで新規地区適用 ～H12まで新規地区適用

（東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農地整備事業 （経営体育成型） （旧経営体育成基盤整備事業 （面的集積型））	継続地区より移行した地区				
		75	16.5 16.1842	6.0 6.3158	2.5 2.5	H25以降一般地域 H23・H24一般地域
		77.5	15.95 15.6823	4.3 4.5677	2.25 2.25	H25以降中山間地域 H23・H24中山間地域
		H23以降新規地区				
		75	17		8	一般地域
		77.5	14.5		8	中山間地域

## 2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。  
 (農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金及び農村地域復興再生基盤総合整備事業における農地整備事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体

(2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は、県・市町村負担分について、ガイドライン分まで震災復興特別交付税が措置される。

( )は中山間地域に適用

(東日本大震災復興交付金における農地整備事業事業の場合)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	75 (77.5)	25 (22.5)	—	
	イ 調査・調整事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	75 (77.5)	12.5 (11.25)	12.5 (11.25)	
	(3)耕地利用高度化推進事業	75 (77.5)	未定	未定	

(1)のイと(2)及び(3)については、市町村が事業実施主体

( )は中山間地域に適用

農地整備事業（経営体育成型） ※新規地区・H26年度以降適用	事業主体 県	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班
		(実) 農村整備課 ほ場整備班

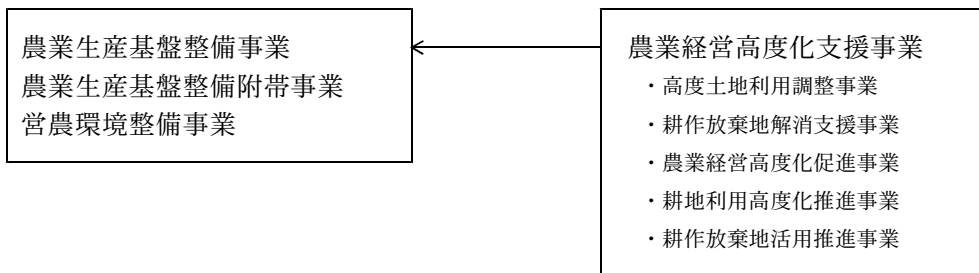
## 目 的

食糧自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが必要である。

このため、担い手への農地集積・集約化を図りつつ、生産効率を高め、高収益作物の導入・拡大等を図る農地の大区画化・汎用化を推進することとする。

(ハード事業)

(ソフト事業)



## 事業の内容

- 1 下記の（１）の④又は⑤に掲げるものを実施するもの。
- 2 下記の（１）に掲げるもののうち２以上を総合的に実施するもの。
- 3 上記１または２の事業と下記の（２）から（５）までに掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。

### （１）農業生産基盤整備事業

- ①農業用排水施設整備事業      ②農道整備事業      ③客土事業  
④暗渠排水事業      ⑤区画整理事業      ⑥除礫      ⑦農用地造成      ⑧農地保全

### （２）農業生産基盤整備附帯事業

### （３）営農環境整備事業

### （４）農業経営高度化支援事業

#### ①高度土地利用調整事業

##### ア 指導事業

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動

##### イ 調査・調整事業

関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動

#### ②耕作放棄地解消支援事業

##### ア 指導事業

##### イ 調査・調整事業

#### ③農業経営高度化促進事業

##### ア 中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）

中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援

#### ④耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

#### ⑤耕作放棄地活用推進事業

### （５）特認事業



## 採択要件

### (農業競争力強化農地整備事業の採択要件)

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地利用集積率	
事業開始時	事業完了時
40%未満の場合	50%以上
40%以上50%未満の場合	10%ポイント以上増加
50%以上55%未満の場合	60%以上
55%以上90%未満の場合	5%ポイント以上増加
90%以上95%未満の場合	95%以上
95%以上の場合	向上すること

イ 農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件を満たす農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実に見込まれるものであること。

担い手農地集約化率	
事業開始時	事業完了時
23%未満の場合	30%以上
23%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

ウ 事業完了時点において以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実に見込まれること。

農地所有適格法人			農地集積
事業開始時	事業完了時		事業完了時
なし	設立	経営所得安定対策の加入者	経営等農地面積の割合が受益面積の50%以上
あり	—	特定農業法人かつ経営所得安定対策の加入者	

- 3 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画の目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が55%以上となること。

※中心経営体とは

人・農地プランに位置づけられる「地域の中心となる経営体」

## 負担割合

### 1 農業生産基盤整備事業，農業生産基盤整備附帯事業，営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	( )は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業 営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	( )は中山間地域に適用

### 2 農業経営高度化支援事業

※農業経営高度化支援事業補助金交付要綱に基づき，平成19年度から事業実施するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(2)農業経営高度化促進事業				
	中心経営体農地集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
		50 (55)	27.5	22.5 (17.5)	農村地域復興再生基盤総 整備事業の場合
	(3)耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては，市町村，改良区が事業実施主体

(2)及び(3)については，市町村が事業実施主体

※農村地域復興再生基盤総合整備事業は，県・市町村負担分について，農業生産基盤整備事業のガイドラインの9.5%分まで震災復興特別交付税が措置される。

( )は中山間地域に適用

農地中間管理機構関連 農地整備事業	事業主体	県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
				② 農村整備課 ほ場整備班

## 目 的

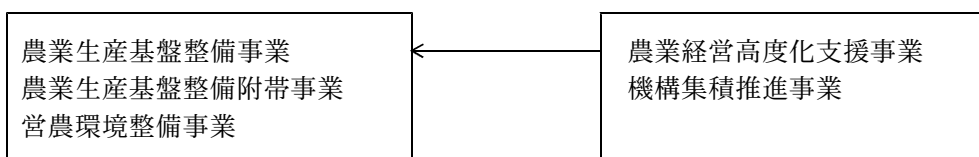
農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがある。

一方、機構に農地を貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

そのため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現を目指すもの。

(ハード事業)

(ソフト事業)



## 事業の内容

- 1 畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。
- 2 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則として30アール以上であるものの面積がおおむね2/3以上であること。

### (1) 農業生産基盤整備事業

- ①区画整理事業
- ②農用地造成

### (2) 農業生産基盤整備附帯事業

### (3) 営農環境整備事業

### (4) 農業経営高度化支援事業

#### ①指導事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために都道府県等が行う普及・指導活動

#### ②調査・調整事業

収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行う耕地利用や水利用に係る関係農家の意向調査活動、作物別の単収・単価等の調査、関係機関との調整等調査・調整活動等  
・中心経営体農地集積促進事業（H26年度以降の採択地区）

#### ③耕地利用高度化推進事業

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動

### (5) 機構集積推進事業

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進

## 採択要件

- 1 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること。
- 2 受益面積が10ha以上であること。(中山間地域等は5ha以上)
- 3 農地中間管理権の設定期間が、事業計画決定の公告日から15年間以上あること。
- 4 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。
- 5 事業対象農地の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上すること。

(細部要件については下記のとおり。)

①集積・集約化要件	②収益性要件 (いずれか1件)	③追加要件 (複数ある場合は、いずれか1件)
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加する	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
集積・集約化率が概ね50ポイント以上増加しない (※)	販売額20%以上向上	—
	生産コスト20%以上削減	米の生産コスト概ね9,600円/60kg以下
		生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が概ね8割以上、かつ高収益作物に係る作物生産額が概ね10%以上向上
		生産額(主食用米除く)に占める高収益作物の割合が概ね5割以上となり、かつ高収益作物の生産額が概ね50%以上増加

※集積・集約化率が既に概ね80%以上の地区は除く

## 負担割合

### 1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他 (推進費)	備 考
	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	( )は中山間地域に適用
	農業生産基盤整備附帯事業 営農環境整備事業	50 (55)	未定	未定	未定	( )は中山間地域に適用

※推進費は国負担

### 2 農業経営高度化支援事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	(1)指導事業	62.5	37.5	—	
	(2)調査・調整事業	62.5	18.75	18.75	
	(3)耕地利用高度化推進事業	62.5	未定	未定	

(2)については、市町村、改良区が事業実施主体、(3)については、市町村が事業実施主体

### 3 機構集積推進事業(推進費)

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	機構集積推進事業	12.5 (7.5)	—	—	( )は中山間地域に適用

<b>経営体育成基盤整備事業</b> <small>※この事業は、継続地区に係る経過措置を除き廃止</small>	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

## 目 的

地域農業の展開方向及び生産基盤の整備状況等を勘案し、経営体の育成を図りながら、所要の生産基盤と生活環境の整備を柔軟かつ弾力的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の整備の着実な推進や優良農地の将来にわたる適切な維持・保全及び経営体の確保を図り、もって、食料自給率の向上や農業の多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展等に資するもの。

## 事業の統合・再編

従来の担い手への農地利用集積を要件とした事業を経営体育成基盤整備事業に一本化し、①担い手への農地利用集積、②面的集積の推進、③農業生産法人等の育成など、地域の目指す方向に即して事業の使い分けが出来るよう「型」として設定した。

従来) 経営体育成基盤整備事業	→	再編後) ①一般型
農地集積加速化基盤整備事業	→	②面的集積型
農業生産法人等育成緊急整備事業	→	③農業生産法人等育成型

## 事業の内容

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
(ハード事業)	次に掲げるア～オの事業のうち2以上の事業を実施		
農業生産基盤整備事業	ア 区画整理 (アは単独でも可)	イ 暗渠排水 (ア、イは単独でも可)	ウ 農業用排水施設 エ 客土 オ 農道
(ソフト事業)	①高度土地利用調整事業(指導事業、調査・調整事業)		
農業経営高度化支援事業	②高度経営体集積促進事業 ③特定高度経営体集積促進事業	④高度経営体面的集積促進事業	⑤農業生産法人等農地集積促進事業
	⑥耕地利用高度化推進事業(事業実施後の簡易な整備)		
(その他)	農業生産基盤整備附帯事業、農村生活環境基盤整備事業、特認事業		

## 採 択 要 件

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
	旧経営体育成基盤整備事業	旧農地集積加速化基盤整備事業	旧農業生産法人等育成緊急整備事業
受益面積	・20ha以上	・20ha以上 (ただし、合計60ha以上の営農上のまとまりある区域内であれば、20haがまとまってなくとも可)	・20ha以上

## 国庫補助率

	一般型	面的集積型	農業生産法人等育成型
( ) は中山間地	50% (55%)	50% (55%)	50% (55%)

経営体育成促進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会 農業を営む者	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

## 目的

農地整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するため、当該農家負担金について、日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて無利子資金の貸付けを行うことで、対象事業に係る農家負担金の軽減も図る。

## 事業の内容

日本政策金融公庫等が土地改良区等に対し農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合は負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付けを行う。

## 採択要件

### 対象事業

- 農業競争力強化農地整備事業実施要綱(令和3年1月28日付け2農振第2609号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農地整備事業。
- 農村地域復興再生基盤総合整備実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2168号農林水産事務次官依命通知)第2の2に規定する農地整備事業。
- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2686号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備事業。

### 農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（一般型））

事業の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。

- ・対象事業実施地区において、認定農業者数が対象事業採択時に比べ30%以上増加すること。
- ・担い手による農地利用率が一定以上増加すること。
  - 事業採択時20%未満 → 事業完了時 30%以上
  - 事業採択時20～50% → 事業完了時 10ポイント以上増加
  - 事業採択時50～55% → 事業完了時 60%以上
  - 事業採択時55～90% → 事業完了時 5ポイント以上増加
  - 事業採択時90～95% → 事業完了時 95%以上
  - 事業採択時95%以上 → 事業完了時 担い手への集積が図られること

### 農地整備事業（経営体育成型）（旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型））

事業完了時において担い手による農地利用面的集積率が一定以上増加すること。

- 事業採択時13%未満 → 事業完了時 20%以上
- 事業採択時13～35% → 事業完了時 7ポイント以上増加
- 事業採択時35～38.5% → 事業完了時 42%以上
- 事業採択時38.5～63% → 事業完了時 3.5ポイント以上増加
- 事業採択時63～66.5% → 事業完了時 66.5%以上
- 事業採択時66.5%以上 → 事業完了時 担い手への面的集積が図られること

## (3) 償還対策

農家負担金軽減支援対策事業	事業主体 団体	所管課班	農村振興課 指導班 広域水利調整班
---------------	---------	------	-------------------------

## 事業の内容

土地改良事業負担金の償還が困難な地区について、農林水産省農村振興局長が事業実施を採択した公募団体及び県が負担金の利子助成等を行い、農家負担軽減と計画的償還の推進を図る。

### 1 土地改良負担金償還平準化事業

土地改良事業受益者負担金の年償還金の一部を繰り延べるために土地改良区等が融資機関から借り入れる資金（平準化資金）の借入利率が無利子となるように、融資機関に対して利子補給を行う。

#### (1) 事業期間

平成2年度から令和24年度まで（新規採択は平成16年度で終了）

#### (2) 採択要件

平成2年3月31日（ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意による自由化等の影響を受ける場合は平成6年3月31日）までに採択された土地改良事業であって、以下の要件を満たす地区

- ① 転作率や輸入自由化影響農産物（米、麦など23種類）の作付け率などが一定割合以上である
- ② 10a当たり事業費が事業開始時の予定事業費に比べておおむね3倍以上になっている
- ③ ピーク時における償還額が一定以上である
- ④ 平準化事業を実施することで負担金の償還が確実になる見込みがある

#### (3) 対象負担金

- ① 国営土地改良事業の受益者負担金
- ② 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ③ 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- ④ その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入に係る償還金

#### (4) 平準化資金の融資条件

融資限度額：負担金償還の平準化に必要な額

貸付期間：平準化に必要な期間

償還期限：10年以内

償還方法：元金均等年賦償還

貸付利率：無利子

資金の用途：借入年度における対象事業の負担金及び前年度までの平準化資金の償還

### 2 特別型国営事業計画償還助成事業(平成2年度から実施、平成19年度拡充)

特別型国営土地改良事業等に係る負担金を償還する土地改良区又は市町村等に対して、負担金の償還利息に相当する額の一部を助成する。

#### (1) 認定要件

##### ① 計画償還制度適用地区

特別型国営土地改良事業地区にあって、昭和63年度までに事業に着手し、平成元年度以降に都道府県から国に負担金の支払が開始される地区で、次のア～ウに掲げる要件をすべて満たす地区。

ア 当初計画に比べ、自然増を除く地元負担がおおむね2.5倍以上

イ 振替後工期が当初予定のおおむね2倍以上、かつ、それに伴う地元負担増が地元負担総額のおおむね10%以上

ウ 10a当たり年償還額が農地造成でおおむね3万円以上、かん排（附帯事業を含む。）で1万5千円以上。ただし、当該地区が次のいずれかに該当する場合には、上記基準のうち1以上を満たすことにより適用できる。

イ) 受益地内の輸入自由化影響農産物の作付面積割合が地区全体のおおむね1/3以上

ロ) 受益地内の田面積割合が地区全体のおおむね2/3以上、又は輸入自由化影響農産物の作付面積割合と田面積割合とを加えた割合がおおむね1/2以上

② 平成元年3月31日以前に負担金の支払いを開始した特別型国営土地改良事業地区のうち負担金の円滑な償還が困難となっている地区。（10a当たり年償還額が①のウの額以上となること。）

#### (2) 助成額

各年度の償還額から、利率を4%とした場合の各年度の償還額を控除した額以内又は償還利率による各年度の償還額から、利率を農林漁業金融公庫が定める農業基盤整備資金の一般補助事業の貸付利率を基に算出した利率とした場合の各年度の償還額を控除した額



- (3) 対象負担金  
特別型国営土地改良事業の地元負担金
- (4) 平成19年度制度拡充について  
助成対象となる金利に農林漁業金融公庫の変動金利の適用を選択できることとされた。

### 3 担い手育成支援事業

担い手への農用地利用集積に積極的に取り組む土地改良区等について、負担金償還利息の一部に相当する額を助成する。

- (1) 事業期間  
平成7年度から令和8年度まで（新規採択は平成12年度で終了）
- (2) 採択要件  
平成6年3月31日までに採択された土地改良事業であって、以下①、②の要件を満たす地区  
①事業認定後5年以内に、担い手の経営農用地の面積が3割以上（一定の条件を満たしている場合は2割以上）増加すると見込まれる  
②ピーク時の年償還額について、次のいずれかに該当する
  - ・10aあたり：3万円以上
  - ・戸あたり：20万円以上
- (3) 対象負担金
  - ①国営土地改良事業の受益者負担金
  - ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
  - ④その他土地改良事業に要する経費に充てるための借り入れにかかる償還金
- (4) 助成内容等  
助成額：当該年度の負担金償還額の助成限度利息2.0%を超える利息相当額  
助成期間：年償還額がピーク時年償還額の70%に相当する額を超える期間
- (5) 助成の加算について
  - ①土地利用高度化加算  
土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、上の要件に加えて一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（利息1%相当額）を行う。
  - ②広域・専業特例  
面積が1,000ha以上で、専業率が高く（専業農家及び第I種兼業農家の占める割合が戸数または面積で1/2以上）、ピーク時の戸あたり年償還額が10万円以上となる地区について、一定の要件を満たした場合は土地利用高度化加算の交付のみを受けることができる。

### 4 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手への農用地利用集積の増加が見込まれる地区について、当該地区に係る受益者負担金の5/6を無利子で融資する。

- (1) 事業期間  
平成19年度から（新規採択は令和7年度まで）
- (2) 採択要件  
平成6年4月1日以降に採択された土地改良事業（国営土地改良事業等については、それ以前に採択されたものであっても平成19年度以降に負担金の償還が開始されるものは対象）であって、目標年度までに担い手農用地利用集積率が一定割合以上増加することが確実に見込まれる地区
- (3) 対象負担金
  - ①国営土地改良事業の受益者負担金
  - ②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
  - ③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
  - ④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
  - ⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金
- (4) 融資条件  
融資限度額：受益者負担金の5/6  
償還期限：25年以内（据置期間を含む）  
据置期間：10年以内  
償還方法：均等年賦償還  
貸付利率：無利子  
資金の用途：借入年度における対象事業の負担金の償還
- (5) 経営所得安定対策等支援計画の作成  
土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、経営所得安定対策等支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

## 5 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等が下記の災害復旧事業の適用を受けた場合、当該受益地に係る被災年度の負担金の償還利息相当額を土地改良区等に助成する。

- (1) 事業期間  
平成19年度から（新規採択は令和7年度まで）
- (2) 採択要件  
被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること  
①農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法第169号)  
②土地改良法第88条  
③海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条  
④地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条  
⑤独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号  
⑥独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号
- (3) 助成対象負担金  
①国営土地改良事業の受益者負担金  
②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金  
③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金  
④土地改良法に基づき国の補助事業として実施された土地改良事業の受益者負担金  
⑤その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金
- (4) 災害償還助成計画の作成  
土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、災害償還助成計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。

## 6 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域に対し、負担金の償還利息相当額を助成する。

- (1) 事業期間  
平成21年度から令和7年度まで（新規採択は平成27年度まで）
- (2) 採択要件  
下記の要件を満たしていること  
①担い手への農地集積について次のいずれかに該当すること  
i) 担い手への農地集積の増加が一定以上見込まれる  
ii) 担い手者数の増加が15パーセント以上見込まれる  
iii) 耕地利用率の増加が一定以上見込まれる  
②農家負担の要件について次のいずれかに該当すること  
i) 10a当たり合算総償還額が87,000円以上  
ii) 1戸当たり合算総償還額が1,470,000円以上  
③「人・農地プラン」を作成している、又は作成することが確実と見込まれること
- (3) 助成対象負担金  
①国営土地改良事業の受益者負担金  
②独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金  
③国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金  
④土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金  
⑤国の補助を受けないで行われる土地改良法に基づく土地改良事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的に実施されていると認められる事業の受益者負担金
- (4) 緊急支援計画の作成  
土地改良区等は、本事業の適用を受けようとする場合には、緊急支援計画を作成し、宮城県土地改良事業団体連合会に認定の申請を行うこと。
- (5) 助成額  
①各年度の対象地域における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額（ただし、合算総償還額の全体利子相当額の6分の5を超えることができない）  
②土地改良負担金償還平準化事業による平準化資金借入の償還金については、借換を行った年度の償還利息相当額又は借入額のいずれか小さい額を①の償還利息相当額とみなす。

<b>国営土地改良事業負担金 償還助成事業(県単)</b>	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
-----------------------------------	--------	--------------------

### 趣 旨

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合(75%, 70%, 65%, 60%)となった(平成5年度からは、70%, 2/3, 1/2)ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

### 交付対象

国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和34年宮城県条例第36号)第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

#### ①県償還助成(対象：一般型、特別型)

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成(平成2年度から令和7年度までに開始した事業)

基 幹 工 種		助 成 率
1	ダ ム	
(1)	貯水量 700(1,000)万m <sup>3</sup> , 受益面積5,000(7,000)ha以上	—
(2)	” 未満	* 2.0
(3)	共同ダム(農業用)	4.5
(4)	” (その他)	6.4
(5)	一 般	10.4
2	頭首工	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	* 2.0
(3)	共同頭首工(農業用)	4.0
(4)	” (その他)	4.0
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3	排水機場, 樋門	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	—
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	2.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(4)	一 般	4.0
4	排 水 路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0
5	用水機場, 樋門, 導水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0
6	用水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0
7	水管理制御システム	
(1)	受益面積 100ha以上	4.0
(2)	受益面積 100ha未満	5.0

・\*印は、鳴瀬川地区及び江合川地区については、特例として4.0%とする。

・基幹工種欄の( )内記載事項は、平成4年度まで設けられていた区分を示す。

・ただし、平成28年度以降の新規地区に係る助成率については、当該事業に要した額(うち受益者負担のある基幹工種)の2.0%とする。

○国営かんがい排水事業助成（平成元年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
1	ダ ム	
(1)	貯水量 700(1,000)万m <sup>3</sup> , 受益面積5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	” ” 未満	10.4
(3)	共同ダム（農業用）	10.4
(4)	” ”（その他）	—
(5)	一 般	10.4
2	頭首工	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	共同頭首工（農業用）	—
(4)	” ”（その他）	—
(5)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(6)	受益面積 1,000(1,000)ha未満	4.0
3	排水機場, 樋門	
(1)	受益面積 5,000(7,000)ha以上	10.4
(2)	受益面積 3,000(3,000)ha以上	9.0
(3)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(4)	一 般	4.0
4	排 水 路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	6.5
(2)	一 般	4.0
5	用水機場, 樋門, 導水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0
6	用水路	
(1)	受益面積 1,000(1,000)ha以上	4.0
(2)	一 般	4.0

・基幹工種欄の（ ）内記載事項は、平成元年度まで設けられていた区分を示す。

○国営農地再編整備事業助成（令和7年度までに開始した事業）

基 幹 工 種		助 成 率
全 施 設		
1	一 般 型	4.0
2	中山間地域型	4.0

## (4) 農道

農地整備事業（通作条件整備）	事業主体 県 市町村	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農山漁村なりわい課 中山間振興班
----------------	------------------	--

## 趣 旨

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施するもの。

## 事業の内容

### （１）基幹農道整備

#### ア 一般型

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行う。

#### イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

### （２）一般農道整備

#### ア 一般型

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行う。

#### イ 樹園地等型

経営の近代化及び省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化及び省力化を図りかつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)第4条第1項の規定に基づき指定された野菜指定産地における畑地(畑作に転換した水田を含む。)を主体とした農用地、又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項の認定を受けた市町村計画に係る市町村内の農用地における農道の整備を行う。

#### ウ 農業集落間型

農業の生産条件が不利な地域において、農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条4項に定める農業集落を結ぶ農道の整備を行う。

#### エ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を行う。

### 【保全対策型の内容】

(1)点検診断 利用環境の把握、現状機能の評価、保全対策の検討に必要な調査、保全対策計画の策定。

(2)保全対策 ①施設機能保全対策

老朽化等により機能低下した施設の修繕、補強及び更新並びに施設機能の保全に必要なその他の工事。

②交通安全及び物流効率化対策

防護柵の整備、交差点の改良、歩道及び自転車道並びに横断歩道橋の整備、踏切、標識及び照明施設の整備、積雪寒冷地域対策工の整備、路面(路体、路床及び路盤を含む)の改良、勾配及び線形の改良並びに駐車場、ライフライン収容施設及び農業多目的広場の整備。

③環境保全対策

農道沿道の並木、花壇等の施設用地、芝生、照明施設、農道の管理用として設置する遊歩道等整備、農道周辺の生態系の保全等に資する農道横断施設及び進入防止施設の整備。

(3)緊急対策 供用中の農道において災害等の不測の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急的な機能回復又は予防等の措置。

採択基準	事業区分					
	基幹農道整備		一般農道整備			
	一般型	保全対策型	一般型	樹園地等型	農業集落型	保全対策型
1) 受益面積 (農振農用地)	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね50ha以上	おおむね30ha以上	おおむね50ha以上
特例値	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	おおむね30ha以上	—	おおむね30ha以上
該当法令	②③④	②③④	②③④	②③④	—	②③④
2) 事業費	1億円以上	3,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	5,000万円以上	3,000万円以上
3) 車道幅員 (m)	4.0メートル以上	—	—	—	4.0メートル以上	—
特例値	3.0メートル以上	—	全幅員4.0メートル以上	全幅員4.0メートル以上	—	—
該当法令	①②④	—	②③④⑥⑧	②③④⑥⑧	—	—
4) 全幅員	—	—	4.5メートル以上	・幹線農道:4.5メートル以上 ・支線農道:3メートル以上 ・末端耕作道:2メートル以上	—	—
5) その他基準	—	農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、ふるさと農道緊急整備事業により造成された路線、地域再生法に基づき造成された路線であること。	—	樹園地又は⑩⑫⑬を主とした区域 総延長がおおむね500メートル以上である軌道等運搬施設。 (野菜指定産地における畑地帯又は田畑輪換を行う水田地帯において行うものを除く。)	⑨又は⑩に該当する区域	広域農道及び農免農道以外で農業農村整備事業により造成された路線であること。
6) 車種構成	自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。					

## 採択基準

### 特例値該当法令一覧

- ① 離島振興法
- ② 山村振興法
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯
- ⑦ 水源地域対策特別措置法
- ⑧ 急傾斜地帯（受益地の平均傾斜度が15度以上の地域、水田地帯は除く）
- ⑨ 構造改善局長が定める地域（林野率50%以上、主傾斜1/100以上の農用地の面積が50%以上）
- ⑩ 5法指定（①②③④⑤）を受けた区域および準ずる区域
- ⑪ 野菜生産出荷安定法
- ⑫ 田畑輪換を行う水田地帯の農用地
- ⑬ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律

負担割合	区 分		国	県	その他	備考
	ア	イ				
(1) 基幹農道整備	ア 一般型		50	未定	未定	※分割地区の場合、(1)のア、(2)のア～ウの補助率は従前事業に準じる。 ※(1)のイ、(2)のイの補助率は県営の場合。団体営は県(0)、その他(50)。
	イ 保全対策型		50	25	25	
(2) 一般農道整備	ア 一般型		50	未定	未定	
	イ 樹園地等型					
	ウ 農業集落間型		50	25	25	

※ (1)のア、(2)のア～ウは県が事業実施主体。(1)のイ、(2)のイは県または市町村が事業実施主体。

<b>農村整備事業</b> <b>(農道・集落道整備事業)</b>	事業主体 県 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--------------------------------------	---------------	---

### 趣 旨

農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動，農産物の運搬等に供する集落道の整備等を行うもの。

### 事業の内容

#### 1 強靱化型

既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去を行う。

#### 2 高度化型

農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良を行う。

#### 3 調査計画策定

農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

### 採択要件

#### 1 強靱化型

(1) 個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

ア 受益面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上）であるもの

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの

ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの

エ 施設の再編・集約を行うもの

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（（1）のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。

#### 2 高度化型

(1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

(2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。

#### 3 調査計画策定

1 又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備考
既設の農道又は集落道	1 強靱化型	50	未定	未定	
	2 高度化型	50	未定	未定	
	3 調査計画策定	50	未定	未定	



## (5) 農村総合整備

農業農村整備事業実施計画策定事業	事業主体	県	(1) 農村振興課 地域計画班
		市町村	(2) 農村整備課 換地・用地班

## 趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

## 事業の内容

### 1 農業競争力強化農地整備事業（実施計画等策定事業）

#### (1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業等の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施期間は1年（担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年）以内とする。

#### (2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ① 地区内農地等状況調査     | ⑧ 経営体育成方針作成    |
| ② 農用地集団化促進基本計画作成 | ⑨ 創設農用地・増歩換地調整 |
| ③ 従前地面積測定        | ⑩ 非農用地換地関係調整   |
| ④ 合意形成促進         | ⑪ 交換分合基準含み換地調整 |
| ⑤ 地区内アンケート調査     | ⑫ 換地設計基準作成     |
| ⑥ 地区内ゾーン設定調整     | ⑬ 換地計画素案作成     |
| ⑦ 地域営農構想作成       | ⑭ 経営体育成換地調整    |

### 2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

#### (1) 実施計画策定（実施主体：都道府県）

農地整備事業の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、2年以内とする。

#### (2) 経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

### 3 農山漁村地域整備交付金（農地整備実施計画策定事業）

#### （1）実施計画策定（実施主体：都道府県，市町村等）

農業用排水施設，農業用道路，区画整理，農用地の造成，客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において，当該事業に必要な諸条件について調査，計画及び設計を行い，実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

#### （2）経営体育成促進換地等調整（実施主体：市町村，土地改良区等）

農地整備事業が行われる予定の地区であって，換地計画の樹立を必要とする場合，1の（2）で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし，①，④，⑤，⑦及び⑫の業務については必須の業務とする。

実施時期は，当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお，早期に着手する必要があると認められる地区においては，農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

## 負担割合

### 1 農業競争力強化農地整備事業，農山漁村地域整備交付金

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	50	25	25	—	( )は中間地域等の場合に適用
団体営	実施計画策定	50	—	50		
	経営体育成促進換地等調整	50(55)	—	50		

### 2 農地中間管理機構関連農地整備事業（実施計画等策定事業）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	実施計画策定	62.5	18.75	18.75	—	
団体営	経営体育成促進換地等調整	62.5	—	37.5	—	

<b>農村集落基盤再編・整備事業</b> (中山間地域総合整備型 旧：中山間地域総合整備事業)	県 事業主体 市町村	所管課班 (計) 農村振興課 地域計画班 (実) 農山漁村なりわい課 中山間振興班
---	---------------	--

## 趣 旨

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）において、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施するもの。

## 事業区分

### 1 中山間地域総合整備型

#### (1) 集落型事業

一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図るもの。

##### ①一般型事業

農業生産基盤整備及び農村生活環境整備等を一体的に実施するもの。

##### ②生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

##### ③生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

#### (2) 広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

### 2 実施計画策定型

#### (1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

#### (2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

## 事業の内容

### 1 農業生産基盤整備事業

- |               |                |          |
|---------------|----------------|----------|
| ① 農業用排水施設整備事業 | ② 農道整備事業       | ③ ほ場整備事業 |
| ④ 農用地開発事業     | ⑤ 農地防災事業       | ⑥ 客土事業   |
| ⑦ 暗渠排水事業      | ⑧ 農用地の改良又は保全事業 |          |

### 2 農村生活環境整備事業

- |                  |                    |                |
|------------------|--------------------|----------------|
| ① 農業集落道整備事業      | ② 営農飲雑用水施設整備事業     | ③ 農業集落排水施設整備事業 |
| ④ 農業集落防災安全施設整備事業 | ⑤ 用地整備事業           | ⑥ 活性化施設整備事業    |
| ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 | ⑧ 集落環境管理施設整備事業     |                |
| ⑨ 交流施設基盤整備事業     | ⑩ 情報基盤施設整備事業       | ⑪ 市民農園等整備事業    |
| ⑫ 生態系保全施設等整備事業   | ⑬ 地域資源利活用施設整備事業    | ⑭ 施設補強整備事業     |
| ⑮ 施設環境整備事業       | ⑯ 歴史的な土地改良施設保全整備事業 |                |
| ⑰ 施設集約整備事業       | ⑱ 交換分合事業           | ⑲ 集落土地基盤整備事業   |

### 3 特認事業

## 採 択 基 準

- 1 農業振興地域であること。
- 2 農村集落基盤再編・整備事業計画（事業計画）が策定されていること。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法，山村振興法，離島振興法，半島振興法，特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり，農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上を占める地域であること。
- 4 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備考	
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域） 農業生産基盤整備型（ほ場整備10haを含む） 行う	
	事業区分							受益面積
	集落型	一般型	60(20)					
			20(10)					
		生産基盤型	20(10)					
	広域連携型		60					
	農村生活環境整備事業		55	未定				山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域） 農業生活環境整備及び特認事業を行う
	事業区分							
	集落型	一般型	60(20)					
			20(10)					
		生活環境型	—					
	広域連携型		60					
実施計画策定		50	未定			農業生産基盤整備等の実施に際し，事業計画等を策定する		
団体営	農業生産基盤整備事業		55	14	21	10	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域） 農業生産基盤整備型（ほ場整備10haを含む） 行う	
	事業区分							
	集落型	一般型	60(20)					
			20(10)					
		生産基盤型	20(10)					
	広域連携型		60					
	農村生活環境整備事業		55	1	44			山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の50%以上の区域） 農業生活環境整備及び特認事業を行う
	事業区分							
	集落型	一般型	60(20)					
			20(10)					
		生活環境型	—					
	広域連携型		60					
実施計画策定		50	—	50		農業生産基盤整備等の実施に際し，事業計画等を策定する		

※ 受益面積の( )は市町村が事業実施主体の場合

**農村集落基盤再編・整備事業**  
(集落基盤再編型  
旧:集落基盤整備事業)

事業主体 県  
市町村  
土地改良区等

所管課班 (計) 農山漁村振興課 地域計画班  
(実) 農山漁村振興課 中山間振興班

**趣 旨**

集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

**事業区分**

1 集落基盤再編型

集落の周辺の地域において農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

2 実施計画策定型

(1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行うもの。

**事業の内容**

1 農業生産基盤整備事業

- ① 農業用排水施設整備事業
- ② 農道整備事業
- ③ ほ場整備事業
- ④ 農用地開発事業
- ⑤ 農地防災事業
- ⑥ 客土事業
- ⑦ 暗渠排水事業
- ⑧ 農用地の改良又は保全事業

2 農村生活環境整備事業

- ① 農業集落道整備事業
- ② 営農飲雑用水施設整備事業
- ③ 農業集落排水施設整備事業
- ④ 農業集落防災安全施設整備事業
- ⑤ 用地整備事業
- ⑥ 活性化施設整備事業
- ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業
- ⑧ 集落環境管理施設整備事業
- ⑨ 交流施設基盤整備事業
- ⑩ 情報基盤施設整備事業
- ⑪ 市民農園等整備事業
- ⑫ 生態系保全施設等整備事業
- ⑬ 地域資源利活用施設整備事業
- ⑭ 施設補強整備事業
- ⑮ 施設環境整備事業
- ⑯ 歴史的な土地改良施設保全整備事業
- ⑰ 施設集約整備事業
- ⑱ 交換分合事業
- ⑲ 集落土地基盤整備事業

3 特認事業

**採 択 基 準**

- (1) 農業振興地域であること。
- (2) 農村振興基本計画(基本計画)が作成されていること。
- (3) 農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)が策定されていること。
- (4) 事業内容の1 農業生産基盤整備事業及び2 農村生活環境整備事業を一体的に実施すること。または2 農村生活環境整備事業のみを実施する場合は、周辺農用地の整備が完了しているか、近い将来、周辺農用地の整備が完了することが見込まれる事業計画区域であること。
- (5) 2 ⑩市民農園等整備事業については、農業振興地域のうち農用地区域以外の区域を対象として実施することができる。
- (6) 2 ⑰施設集約整備事業においては、事業計画の他に集落基盤再編計画を定めること。

(7) 農業集落排水施設整備を実施する場合の事業実施主体は、市町村又は一部事務組合とする。  
 なお、負担割合は農業集落排水事業に準ずる。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
団体営	農業生産基盤整備事業	50	14	36	－	
	農村生活環境整備事業	50	1	49	－	
	実施計画策定	50	－	50		農業生産基盤整備等 実施に際し、事業計画等 を策定する

※県営の負担割合は未定

<b>農村整備事業</b> <b>(農業集落排水施設整備事業)</b>	事業主体 県 市町村等	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
--	-------------------	-----------------------------

## 趣 旨

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

## 事業の内容

### 1 強靱化型

既設の農業集落排水施設について、2で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画（以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。）に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築（以下この別紙において「改築」という。）又は撤去を行う。

### 2 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。

### 3 調査計画策定

農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。

## 事業主体

都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合，その他農業者等が組織する団体

## 採 択 要 件

### 1 共通要件

- (1) 受益戸数はおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- (2) 改築の場合は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上で、かつ、次のいずれかに該当すること。
  - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
  - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。

### 2 強靱化型

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。
- (2) 浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。）内にあるもの
- (3) 処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

### 3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

### 4 調査計画策定

1から3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。



負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
団体営	強靱化型	50	－	50	
	高度化型	50	－	50	
	調査計画策定型	50	－	50	

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体	市町村 一部事務組合	農山漁村なりわい課 所管課班 中山間振興班

### 趣 旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱，村づくり交付金実施要綱，地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として（建設事業の財源（修繕等積立金を除く）に充当することはできない。），予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

### 対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

### 交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
<b>通常分</b> 平成22年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の1%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を超える場合にあっては，7年とする。
<b>通常分</b> 平成13年度以降に事業採択された地区	市町村及び一部事務組合が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の15%以内の額を交付期間で除した額	事業着手年度から事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を超える場合にあっては，7年とする。
<b>特認分</b> 平成12年度以前に事業採択された地区	平成13年度以降に市町村が事業を実施した国庫補助対象事業費の総額 （事務費を除く。）	交付金算定基準経費の18%以内（平成12年度採択地区にあっては，15%以内）の額を交付期間で除した額	平成13年度以降事業完了年度までの年数に相当する期間に1を加えた期間。ただし，7年を越える場合にあっては，7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は，国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。  
 2 「単年度当たり交付額」の欄において，政令指定都市にあっては，交付金算定基準経費の1%以内とする。  
 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は，平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

<b>農村環境計画策定事業</b>	事業主体 市町村 県	所管課班 農村振興課 地域計画班
-------------------	------------------	------------------------

## 趣 旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

## 実施地域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

## 事業の内容

### 1 現況調査

- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として、下表の「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

項 目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査	
(1) 気象	①気温, ②降水量, ③積雪等
(2) 地形・地質	①地形形状：地勢図や地形図による, ②地質図等による
(3) 水環境	①水資源状況, ②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布：現存植生図等による ②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5) 動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6) 景観	①地形上, 土地利用上の特徴, ②代表的な景観写真
2 社会的環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置（ラムサール条約等）②国立公園等国の指定地域 ③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢, ②人口と世帯数, ③産業構造 ④農業の現状及び動向等
(3) 観光リクリエーション	①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況：土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画, 関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史、文化, ②文化財・史跡の位置及び概要

### 2 農村環境計画の策定

上記1の結果に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画
- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

### 採択基準等

- ・対象事業の実施が予定されていること。
- ・実施期間：1～2年

### その他

- ・農地中間管理機構関連農地整備事業における当該事業の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	農村環境現況調査	50	未 定	未 定	－	
	農村環境計画の策定	50	未 定	未 定	－	
団体営	農村環境現況調査	50	－	50	－	農業競争力強化 農地整備事業
	農村環境計画の策定					
	農村環境現況調査	62.5	－	37.5	－	農地中間管理機構 関連農地整備事業
	農村環境計画の策定					

## (6) 防災関係

防災ダム整備事業	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 防災対策班

### 趣 旨

台風，豪雪等で河川の増水による農地，農業用施設が被害を受け安定した経営を営むことができない地域に対して洪水調節用ダムの新設改修を行うもの。

### 事業の内容

洪水調整用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設又は改修及び併せ行う関連整備。

### 採 択 要 件

防災受益面積がおおむね100ha以上。

但し，台風常襲地帯，豪雪地帯又は振興山村であって，おおむね過去10か年に激甚災害の指定を受けた地域において行うものにあつては，おおむね70ha以上。

農業以外の事業効果が50%未満

### 事業主体

県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	防災ダム工事	55	39	6	—	

<b>ため池整備事業</b>	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	② 農村整備課 防災対策班

## 趣 旨

災害発生のおそれのあるため池の整備等

## 事業の内容

### 1 ため池総合整備工事

#### (1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修，豪雨による決壊の防止，その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要なため池の改修，附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。

#### (2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命，家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池(災害防止用のダムを含む。)の新設，変更，新設と併せ行う廃止，しゅんせつ，附帯施設の整備，下流水路の整備又は管理施設の整備，水質悪化が著しく，地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事。

#### (3) 長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。

### 2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う，ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修，廃止，しゅんせつ，附帯施設の整備，周辺水路の整備，その他目的を達成するために必要な施設の整備。

## 採択要件

### 1 ため池総合整備工事

#### (1) 地震・豪雨対策型

防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。

##### ・大規模

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上(台風常襲地帯，豪雪地帯，振興山村地帯の場合は，防災受益面積がおおむね30ha以上)かつ，受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ，受益面積がおおむね2ha以上であって，想定被害額(農外)が3億円以上。

##### ・小規模

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上かつ，受益面積がおおむね2ha以上。  
(ため池加速化対策として実施する場合は，防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上。)
- 2) 総事業費がおおむね800万円以上。

(2) 一般整備型

- ・大規模 受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。  
(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。)  
※ただし、旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。
  - ・小規模 受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上。  
(ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費がおおむね800万円以上。)  
※ただし、旧農業用ため池の廃止に係るものを除く。
- ※ため池の廃止にあたっては、貯水量1,000m<sup>3</sup>以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(3) 長寿命化型

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。  
(ため池加速化対策として実施する場合は、施設長寿命化計画等が策定されているもの。)

2 ため池群整備

- ・大規模 防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの。  
(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね140ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの。)
- ・小規模 防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの。  
(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね14ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの。)

---

事業主体

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型  
県又は市町村。

(2) 一般整備型

ため池の廃止にあつては、県又は市町村。

上記以外にあつては、県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

(3) 長寿命化型

県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

2 ため池群整備工事

県又は市町村。



負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模		55	34	11	
		小規模		50 <55>	34 <34>	16 <11>	
	一般整備型	大規模		55	28	17	
		小規模 40ha以上		50 <55>	33 <33>	17 <12>	
		小規模 40ha未満		50 <55>	29 <29>	21 <16>	
	長寿命化型			50 <55>	29 <29>	21 <16>	
	ため池群整備工事	大規模		55	34	11	
				50 <55>	34 <34>	16 <11>	(40ha以上)
		小規模		(50)	(33)	(17)	
			50 <55>	34 <34>	16 <11>	(40ha未満)	
		(50)	(29)	(21)			
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模		55	19	26	
		小規模		50 <55>	21 <21>	29 <24>	
	一般整備型	大規模		55	18	27	
		小規模		50 <55>	18 <18>	32 <27>	
	長寿命化型			50 <55>	18 <18>	32 <27>	
	ため池群整備工事	大規模		55	未定	未定	
		小規模		50 <55>	未定	未定	

※ < > は中山間地域

※ 県有土地改良財産となっているダムについては、参考資料「(11) 県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について」を参照

※ ( ) は平成30年度以前着工地区

用排水施設等整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
				② 農村整備課 防災対策班

## 趣 旨

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

## 1 湛水防除事業

### 事業の内容

#### (1) 排水施設整備対策工事

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則として、応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路等の新設又は改修。

#### (2) 排水管理施設整備工事

同一水系の排水河川（地区内の過剰水が農業用排水施設により排水される河川等）に係る地域である等排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修（(1)と併せ行うものを除く。）

#### (3) 湛水防除施設改修工事

(1)により整備された農業用排水施設の機能低下により再び湛水被害が生ずるおそれのある地域における施設の機能回復のために行う施設の更新及び改良

#### (4) クリーク防災機能保全対策工事

農業用の水路網(クリーク)の密度又はクリークの貯留容量が一定以上であって、溢水被害及び水路機能被害が生じ、又は生じるおそれのある地域において、これら被害を防止するために都道府県が定める「クリーク地域防災機能保全対策基本計画」に基づき行う排水施設の新設、廃止又は改修、農業用道路の改修、暗渠排水及び整地。

### 採択要件

- ・ 大規模
  - (1) 排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事  
受益面積がおおむね400ha以上かつ、総事業費がおおむね5億円以上
  - (2) 排水管理施設整備工事  
受益面積がおおむね1,000ha以上
  - (4) クリーク防災機能保全対策工事  
受益面積がおおむね100ha以上
- ・ 小規模
  - (1) 排水施設整備工事及び(3)湛水防除施設改修工事  
受益面積がおおむね30ha以上かつ、総事業費がおおむね5,000万円以上
  - (2) 排水管理施設整備工事  
受益面積がおおむね100ha以上
  - (4) クリーク防災機能保全対策工事  
受益面積がおおむね20ha以上

※農業以外の事業効果が全体の50%未満であること。

**事業主体** 県又は市町村等(但し、(4)については県に限る。)

---

## 2 地盤沈下対策事業

### 事業の内容

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備

### 採択要件

- ・大規模 受益面積がおおむね400ha以上
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県

---

## 3 用排水施設整備事業

### 事業の内容

築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備

### 採択要件

- ・大規模 (県営) 受益面積がおおむね400ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積がおおむね200ha以上で、3,000万円以上)
- ・大規模 (団体営) 受益面積がおおむね200ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積がおおむね100ha以上で、3,000万円以上)
- ・小規模 受益面積がおおむね20ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上 (中山間地域の場合は、受益面積がおおむね10ha以上で総事業費がおおむね800万円以上)

事業主体 県又は市町村等

---

## 4 鉍毒対策事業

### 事業の内容

硫黄、銅、その他農産物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う鉍源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土

### 採択要件

- ・受益面積がおおむね20ha以上

事業主体 県又は市町村等

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	湛水防除	大規模（基幹施設）	55	37	8	—	400ha以上
		大規模（その他施設）	55	37	8	—	1,000ha以上
		小規模	50 〈55〉	42 〈42〉	8 〈3〉	— 〈—〉	300ha以上
		小規模（基幹施設）	50 〈55〉	37 〈37〉	13 〈8〉	— 〈—〉	
		小規模（その他施設）	50 〈55〉	32 〈32〉	18 〈13〉	— 〈—〉	
	地盤沈下	大規模	55	34	11	—	400ha以上
		小規模	50 〈55〉	39 〈39〉	11 〈6〉	— 〈—〉	200～400ha
			50 〈55〉	34 〈34〉	16 〈11〉	— 〈—〉	200ha未満
	用排水施設	大規模	55	28	17		400ha以上 中山間地域は200ha以上
		小規模	50 〈55〉	33 〈33〉	17 〈12〉		200ha以上
50 〈55〉			29 〈29〉	21 〈16〉		200ha未満	
	鉱毒対策	50 〈55〉	未定	未定	未定		
団体営	用排水施設	50	1	49	—		

※ 〈 〉 は中山間地域

備 考 基幹施設：排水機，排水樋門，第一線堤防，遊水池等貯留施設，地下浸透施設  
（排水機，排水樋門には，これと一体不可分の関係にある導水路，操作管理  
設備等の施設が含まれるものとして取り扱われる）  
その他施設：排水路等基幹施設以外の施設

農地保全整備事業	事業主体	県 市町村等	所管課班
			① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

## 趣 旨

急傾斜地帯や侵食を受けやすい性状の特殊土壌地帯，又は風害等を受けやすい地域において，排水施設や防風施設等の整備を行うことにより，農用地の保全と災害の未然防止を図るとともに，優良農地を確保し農作物の生産性向上を目的とするもの。

## 事業の内容

### 1 農地侵食防止工事

- ・急傾斜地帯や侵食を受けやすい土壌地帯における排水路等の整備又は風食，風害等を受けやすい地域における防風施設の整備。また，併せ行うことが技術的，経済的に適当と認められる農道等の整備
- ・農耕に支障のある特殊土壌又はさんご，石れき等の排除工事

### 2 農地機能保全対策工事

- ・地盤の相当部分が泥炭土であることに起因する地盤沈下又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等により，農作物の生育が阻害され，農作物の能率が低下することを防止するための整地，暗渠排水，農道等の整備

### 3 特殊自然災害対策工事

- ・特殊な自然災害に起因し，農地のかい廃又は農作物の生育阻害を防止するために必要な土壌改良又は栽培管理施設若しくは農地被覆施設の整備（活動火山対策特別措置法の地域）

## 事業要件

### 1 農地侵食防止工事

- 県営事業 受益面積おおむね50ha以上（畑地おおむね20ha以上）  
関連工事は受益面積おおむね5ha以上
- 団体営事業 受益面積おおむね10ha以上。関連工事は受益面積制限なし

### 2 農地機能保全対策工事

- 受益面積おおむね20ha以上

### 3 特殊自然災害対策工事

- 活動火山対策特別措置法第19条に基づく防災営農施設整備計画に定められていること

## 事業主体

県又は市町村等（農村地域防災対策施設整備工事，特殊農地保全整備工事又は農地機能保全対策工事にあたっては，県に限る。）また，排除工事にあたっては，団体に限る。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農地侵食防止工事他	50	未定	未定	未定	

<b>地域防災機能増進事業</b>	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 防災対策班
-------------------	------------------	---------------------

### 趣 旨

防災対策が必要な土地改良施設に対して、豪雨対策改修や耐震対策改修を行うもの。

### 事業の内容

- 1 土地改良施設豪雨対策事業  
土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修
- 2 土地改良施設耐震対策事業  
土地改良施設の耐震改修
- 3 農道防災対策工事  
農道橋等の耐震化対策や災害発生の防止が必要な危険箇所の整備

### 採 択 要 件

- 1 土地改良施設豪雨対策事業  
地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの  
ア) 総事業費の合計がおおむね800万円以上  
イ) 防災受益面積の合計がおおむね30ha以上のもの
- 2 土地改良施設耐震対策事業  
耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次に該当するもの  
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上  
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上
- 3 農道防災対策事業  
防災対策の必要性が整理されており、かつ、次に該当するもの  
大規模：防災受益面積がおおむね400ha以上  
小規模：防災受益面積がおおむね30ha以上、又は総事業費がおおむね800万円以上

### 事業主体

県、市町村

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考	
県 営 団体営	土地改良施設豪雨対策事業	50 <55>	未定	未定	—		
	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	未定	未定	—	
		小規模	50 <55>	未定	未定	— <—>	
	農道防災対策事業	大規模	55	未定	未定	—	
		小規模	50 <55>	未定	未定	— <—>	

※ < > は中山間地域

特定農業用管水路等特別対策事業	事業主体	県	所管課班 農村整備課 防災対策班
		市町村等	

### 趣 旨

石綿を含有する製品は、価格が安く、施工性がよかったことから、昭和30年～50年にかけて農業用水路や機场上屋の内壁材等において採用されている状況にあるが、平成17年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、石綿含有製品から石綿を含有しない製品に代替えするよう努めることが事業者の責務として明記された。

このような中、老朽化等に伴い石綿を含有する製品の破壊等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれが懸念されることから、石綿を含有する製品について、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安定及び農業の維持を図るものである。

### 事業の内容

- (1) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（撤去することが著しく困難又は不適當な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更
- (2) (1) の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更
- (3) 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更

### 採 択 要 件

石綿を含有する建材を使用した建築物あるいは石綿セメント管等を一定割合以上含んでいる地域であって、以下の受益面積を満たすもの

県 営：おおむね20ha以上

団体営：おおむね10ha以上

### 事 業 主 体

県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	特別対策事業（県営造成施設）	50 <55>	35 <35>	10 <10>	5 < 0>	吹付け材の除復旧に限る
団体営	特別対策事業（国営造成施設）	50	21	29		吹付け材の除復旧に限る
	特別対策事業	50 <55>	18	32 <27>		

※〈 〉は中山間地域（H25以降適用）

農業用河川工作物等応急対策事業	事業主体	県	所管課班 ① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班
		市町村等	

### 趣 旨

農業用河川工作物の構造が不適當若しくは不十分であるもの又は耐震補強対策の必要がある農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋，水路橋及び農道橋等をいう。）について整備補強等の改善措置を講じ，洪水，高潮及び地震等による災害を未然防止を図るため，農業用河川工作物応急対策等事業を実施する。

### 事業の内容

#### 1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物（頭首工，水門，樋門，樋管，橋梁等）の整備補強，撤去又は撤去に伴う整備

#### 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

農業用道路横断工作物の耐震補強整備

### 採 択 要 件

#### 1 農業用河川工作物応急対策事業

大規模：総事業費がおおむね1億円以上，事業実施主体は県に限る

小規模：総事業費がおおむね800万円以上

#### 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業

総事業費がおおむね800万円以上

### 事業主体

県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	河川応対 大規模	55	37	8	—	総事業費 1億円以上
県 営 団体営	河川応対 小規模	50 <55>	42 <42>	8 <3>	— <—>	総事業費 5,000万円以上
		50 <55>	32 <32>	18 <13>	— <—>	総事業費 800万円以上

※ < > は中山間地域



<b>地すべり対策事業</b>	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 防災対策班
-----------------	-------------------	------------------

**趣 旨**

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

**事業の内容**

**1 地すべり防止工事**

- ・地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事

**2 ぼた山崩壊防止工事**

- ・ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事

**3 関連事業**

- (1)暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、浸透の著しい水田の床締め又は畑地転換とこれに伴う区画整理、浸透の著しい用排水路の改修又は移転等地すべり防止工事と直接関連して行われ、地すべり防止の機能を果たすもの。
- (2)ため池の移転又は用排水路の移転等地すべりによる二次被害の増大を排除するもの
- (3)農道の整備又は区画整理等地すべり地帯において土地利用を合理化することにより地すべり防止工事と同様に地すべりによる被害を軽減することに役立つもの

**4 地すべり防止施設長寿命化対策工事**

- ・地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事

**採 択 要 件**

- ・地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事  
総事業費7,000万円以上
- ・関連事業  
地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの
- ・地すべり防止施設長寿命化対策工事  
施設長寿命化計画が策定されており、かつ、総事業費がおおむね800万円以上のもの

**事業主体**

- ・ 県 : 地すべり防止工事、ぼた山崩壊防止工事、地すべり防止施設長寿命化対策工事
- ・ 市町村等 : 関連事業

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
県 営	防止工事	地すべり防止工事	50	50	—	—	
		ぼた山崩壊防止工事	50	50	—	—	
	長寿命化対策工事		50	50	—	—	
団体営	関連事業		未定	未定	未定	未定	

<b>ため池緊急防災環境整備事業</b>	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村整備課 防災対策班

## 趣 旨

ため池における不測の事態に備えるとともに、一刻も早い整備を進めるために行う監視・管理体制の強化、権利関係の調整等。

## 事業の内容

- 1 監視・管理体制の強化  
災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施。
- 2 緊急的な防災対策  
ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。
- 3 地域防災上のリスク除去  
ため池の統廃合及び代替水源の確保。
- 4 ハード整備の着手促進  
ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施。

## 採択要件

- 1 監視・管理体制の強化  
防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。
- 2 緊急的な防災対策  
防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。
- 3 地域防災上のリスク除去  
次に該当するもの。  
(1) 防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が500万円以上のもの。  
(2) 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設設備を伴うもの。
- 4 ハード整備の着手促進  
次のいずれかに該当するもの。  
(1) 監視・管理体制の強化又は緊急的な防災対策を実施するために行うものにあつては、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。  
(2) 地域防災上のリスク除去を実施するために行うものにあつては、3の要件。

## 事業主体

- 1 監視・管理体制の強化  
県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの（以下、団体という）。

- 2 緊急的な防災対策  
県又は団体。
- 3 地域防災上のリスク除去  
県又は市町村。
- 4 ハード整備の着手促進  
県又は団体（ただし、ため池の統廃合に係るものの場合、県又は市町村）。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営 団体営	監視・管理体制の強化	定額	—	—	—	二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
	緊急的な防災対策	定額	—	—	—	
	地域防災上のリスク除去	定額	—	—	—	
	ハード整備の着手促進	50 <55>	未定	未定	未定	

※ < > は中山間地域

<b>防災重点農業用ため池 緊急整備事業</b>	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村整備課 防災対策班

## 趣 旨

防災重点農業用ため池の整備等。

## 事業の内容

本事業において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。

### 1 ため池総合整備工事

#### (1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修，豪雨による決壊の防止，その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修，附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備。

#### (2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命，家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更，新設と併せ行う廃止，しゅんせつ，附帯施設の整備，下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく，地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事。

### 2 ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う，防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修，廃止，しゅんせつ，附帯施設の整備，周辺水路の整備，その他目的を達成するために必要な施設の整備。

### 3 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な，雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施。

### 4 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な，施設の軽微な補修，洪水調整のための水位低下，緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。

### 5 安全施設の整備

防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため，転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備。

## 採択要件

### 1 ため池総合整備工事

#### (1) 地震・豪雨対策型

防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。

##### ・大規模

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上（台風常襲地帯，豪雪地帯，振興山村地帯の場合は，防災受益面積がおおむね30ha以上）かつ，受益面積がおおむね40ha以上。

2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上。

・小規模

1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上。

(ため池加速化対策として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額(農外)が4,000万円以上。)

2) 総事業費がおおむね4000万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模 受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。)

※ただし、ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模 受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費の合計がおおむね4000万円以上。

(ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費がおおむね4000万円以上。)

※ただし、ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあたっては、貯水量の合計が1,000m<sup>3</sup>以上で、総事業費の合計がおおむね4000万円以上。

2 ため池群整備

・大規模 防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの。

(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積の合計がおおむね140ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの。)

・小規模 防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの。

(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積の合計がおおむね14ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの。)

3 監視・管理体制の強化

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

4 緊急的な防災対策

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

5 安全施設の整備

1 地区当たりの事業費の合計が200万以上となること。

---

事業主体

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

(2) 一般整備型(ため池の廃止)

2 ため池群整備工事

} 県又は市町村

- 1 ため池総合整備工事
- (2) 一般整備型（ため池の廃止に係るものを除く）
- 3 監視・管理体制の強化
- 4 緊急的な防災対策
- 5 安全施設の整備

県又は市町村，土地改良区，  
農業協同組合その他県知事が  
適当と認めるもの

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考		
県 営	ため池総合整備工事							
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	—		
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—		
	一般整備型	大規模	55	34	11	—		
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—		
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	—		
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—		
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—		
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—		
	安全施設の整備		50 [55]	34 [34]	16 [11]	—		
	団体営	ため池総合整備工事						
		地震・豪雨対策型	大規模	55	21	24	—	
小規模			50 <55>	21 <21>	29 <24>	—		
一般整備型		大規模	55	21	24	—		
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—		
ため池群整備工事		大規模	55	21	24	—		
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—		
監視・管理体制の強化		定額	—	—	—			
緊急的な防災対策		定額	—	—	—			
安全施設の整備		50 [55]	21 [21]	29 [24]	—			

※ < > は中山間地域及び緊急性が高いもの。（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。）

※ [ ]は大規模なもの，中山間地域及び緊急性が高いもの。

農業用施設等災害管理対策事業	事業主体	県 市町村等	所管課班
			① 農村振興課 地域計画班 ② 農村整備課 防災対策班

## 趣 旨

防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備

## 事業の内容

- 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備
- 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備
  - (1)雨量計若しくは水位計等の観測機器，緊急放流施設，緊急排水ポンプ，安全導水路，洪水水位調節のための施設又は装置，ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置，非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備
  - (2)農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動
- 3 農地の防災機能増進工事
 

農地が本来有する多面的機能としての洪水調節の適切な発揮に必要な工事
- 4 簡易な施設整備
 

暫定的に減災機能を向上させる観点から行う簡易な施設整備工事
- 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備
  - (1) 親水・景観保護のための施設
  - (2)生態系保全のための施設
  - (3)適切な利用と保全を図るための施設
  - (4)ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水，生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設，導水路又は遊水池等の整備
  - (5)しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備
  - (6)(4)又は(5)と併せて行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備
  - (7)ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備
- 6 特認事業
 

農政局長が必要と認める事業

## 事業要件

上記1～3

防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

### 4 簡易な施設整備

- (1) 暫定的な整備の合理性，関係者への説明責任・同意，暫定整備の整備水準の明示，減災活動・体制の整備の実効性，整備計画の明示
- (2) 防災受益面積の合計がおおむね10ha以上

### 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うために必要な以下の整備

- (1) 防災ダム整備事業，ため池整備事業，用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの
- (2) 関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上であるもの。ただし，関連する土地改良施設がため池の場合にあっては，受益面積2ha以上

---

**事業主体**

県又は市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営 団体営	農業用施設等災害管理対策事業	50 〈55〉	未定	未定	未定	〈 〉中山間地域



<b>農村防災施設整備事業</b>	事業主体	県	所管課班	(計) 農村振興課 地域計画班
	市町村等	市町村等		(実) 農村整備課 防災対策班

### 趣 旨

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備を行うものとする。

また、特に甚大な被害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農地・農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業基盤整備と農村生活維持施設整備を行い、もって、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復に資することとする。

### 事業の内容

農村防災施設整備事業計画に位置付けられた、次に掲げる事業の実施

- 1 農村防災施設
  - ①緊急避難路整備 ②緊急避難施設整備 ③防火水槽整備 ④緊急避難施設の耐震化
  - ⑤情報基盤施設整備 ⑥雪崩防止施設整備 ⑦防護柵等安全設備 ⑧災害防除林
- 2 農業生産基盤整備
  - ①農業用排水施設整備 ②区画整理 ③農用地造成 ④農道整備
  - ⑤農用地の改良又は保全
- 3 農村生活維持施設整備
  - ①農業集落道路整備 ②営農飲雑用水施設整備 ③農業集落排水施設整備
  - ④農業施設等用地整備

### 採 択 要 件

- 1 農村防災施設  
災害防除対策推進地域等で定める地域
- 2 農業生産基盤整備  
甚大な災害発生地域に該当する地域  
①②受益面積おおむね60ha以上 ③受益面積おおむね40ha以上  
④受益面積おおむね50ha以上 ⑤受益面積おおむね20ha以上
- 3 農村生活維持施設整備  
甚大な災害発生地域に該当する地域  
ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業と併せ行う事業  
または、上記農業生産基盤整備事業と併せ行う事業

### 事業主体

県，市町村等

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	29 <29>	14 <14>	7 < 2>	※ <> は中山間地域 (H25以降適用)
団体営	農村防災施設整備 (旧農村災害対策整備事業)	50 <55>	未定	未定	未定	※ <> は中山間地域 (H25以降適用)

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
------------	--------	------------------

## 趣 旨

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

## 事業内容

### 1 高潮対策

高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

### 2 侵食対策

波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

### 3 海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査

(2) 堤防・護岸等の耐震対策

### 4 海岸堤防等老朽化対策

(1) 長寿命化計画の策定

① 海岸保全施設の機能診断

② 診断結果を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更

(2) 老朽化対策

① 海岸保全施設の老朽化調査

② 調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定

③ 老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事

### 5 津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。

### 6 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

## 採 択 要 件

### 1 高潮対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費1億円（離島にあっては5,000万円）以上。

### 2 侵食対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費1億円（離島にあっては5,000万円）以上。

### 3 海岸耐震対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

#### 4 海岸堤防等老朽化対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

#### 5 津波・高潮危機管理対策

一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。

都道府県が行うもの5,000万円以上。市町村が行うもの2,500万円以上。

#### 6 海岸環境整備

(1)海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、進入路、通路、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(2)広域的な一連の海岸において、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(3)侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億万円以上。

(4)国指定文化財等の保護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良、国立公園内等の保全・再生を図るために既存海岸保全施設の改良を行う海岸で、総事業費が1億円以上。

(5)海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸で、階段工、安全情報伝達施設等を整備する事業で、総事業費が1億円以上。

(6)①汚染の著しい海域において行うボート等の除去で、総事業費が1億円以上。

②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上。

### 事業主体 県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	( )は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	( )は離島
	海岸耐震対策	50(55)	50(45)	—	—	( )は離島
	海岸堤防老朽化対策	50(55)	50(45)	—	—	( )は離島
	津波・高潮危機管理対策	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—		

<b>障害防止対策事業</b>	事業主体	県	所管課班	農村整備課	水利施設保全班
-----------------	------	---	------	-------	---------

## 趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

## 事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

### 〔洪水対策〕

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修、排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

### 〔土砂流出対策〕

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や、崩壊地の植生回復を図るため、山腹工を施行する。

### 〔用水対策〕

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

## 採 択 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）  
（障害防止工事の助成）

### 第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路、河川又は海岸
- 3 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用
- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
- ④ 電波のひん繁な発射

(2) (1) の自衛隊等の行為による障害があること

※例

- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
- ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
- ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。

(3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。

※法第3条第1項に規定する施設

- ① 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- ② 道路、河川又は海岸
- ③ 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- ④ 水道又は下水道

※政令第3条に規定する施設

- ① 鉄道
- ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。

<b>農地・農業用施設 災害復旧事業</b>	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------------------------	----------------------------	------------------------

## 趣 旨

「農地・農業用施設災害復旧事業」は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地等の災害を防止するため必要な施設）が被災した場合に復旧する事業である。この災害復旧事業は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。通称「暫定法」。）に基づき、農地、農業用施設等の復旧に要する費用に国庫補助がなされ、もって農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

## 事業の内容

### 1 事業の対象となる農地、農業用施設

- ① 農地とは、現に耕作（農地をコンクリートその他これに類するもので覆われている農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培も該当する）もしくは肥培管理を行っている土地又は耕作可能な休耕地等で、水田、畑地、果樹園、飼料畑、苗圃、わさび田、はず田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等で受益戸数が1戸以上のもの。
- ② 農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい施設、農業用道路（有効幅員1.2m以上）並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設（干拓堤防、輪中堤防、海岸堤防、防災ため池、温水ため池、土留工、土砂だめ工、階段工等）で受益戸数が2戸以上のもの。

### 2 国庫補助となる災害復旧事業の定義

農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とした工事（原形復旧、効用回復、原形復旧不可能な場合の復旧、原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の復旧、施設を統合する復旧）で、次の条件に合致するもの。

- ① 1箇所の工事の費用が40万円以上のもの。（1箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは1箇所と見なす。）

### 3 適用除外

次に掲げるものは、災害復旧事業の適用除外となる。

- ① 1箇所の工事費が40万円未満、②被害の事実のないもの、③異常な天然現象によらないもの、④過年災害によるもの、⑤経済効果小のもの、⑥対象外施設及び他の事業と重複したもの、⑦維持工事と見られるもの、⑧設計不備、施行粗漏、維持管理不良に基因するもの、⑨他事業の施行中の災害、⑩被害の小さい農地、⑪小規模施設、⑫農作物栽培高度化施設の一部である底面コンクリート等

### 4 その他

農林水産省所管の災害復旧事業制度として、負担法に基づく「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業」、「災害関連事業」、「湛水排除事業」、「干害応急対策事業」、「鉍毒対策事業」等がある。

## 復旧手続き

被害が発生した場合は、市町村等から県に速やかに被害を報告し、最終的には災害発生後3週間以内に全被害額を報告する。そして、災害発生後60日以内に災害復旧事業（補助）計画概要書（いわゆる査定設計書）を作成して申請を行い、農林水産省の災害査定を受け、事業費が決定される。事業費の決定を受けると、事業に着手して良い（施越工事）。復旧工事は原則として災害発生日を含めて3カ年以内に完了させなければならない。

## 災害要因

法の「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

- ① 降雨による災害にあつては、24時間雨量80mm以上又は時間雨量おおむね20mm以上
- ② 暴風による災害にあつては、最大風速15m以上（10分間平均風速の最大）
- ③ 河川の出水による災害にあつては、その地点の水位が警戒水位以上又は融雪水のように長期にわたる出水
- ④ 高潮による被害にあつては、暴風等による高潮、波浪又は津波
- ⑤ 地すべりによる災害
- ⑥ 地震による災害
- ⑦ 火山噴火の降灰等による農地の災害にあつては、降灰厚が粒径0.25mm以下は5cm以上、粒径1mm以下は2cm以上
- ⑧ 干ばつによる災害にあつては、連続干天日数（日雨量5mm未満の日を含む）が20日以上
- ⑨ 落雷、雪害による災害

## 事業主体

県 営 県管理施設又は県営事業の施行中の被災、管理委託の完了していないもの。大規模な被災であり復旧に高度な技術を要し、維持管理団体が県営事業としての実施を強く望むもの。その他特に知事が必要と認めるもの。

団体営 市町村営を基本として、被災地域の関係者が事業主体を定める。

(注. 県営及び市町村営に限り、起債充当が認められるほか地財措置の対象となる。)

## 負担割合

負担割合	区分	国							県	市町村 その他	
		暫定法補助率					激甚法補助率 嵩 上 げ				
		通 常 補助率	単 年 災 高率補助率		連年災補助率 嵩 上 げ						
			一 次 高率	二 次 高率		1 戸 当 たり事 業 費 が 15 万 円 を 超 え る も の					
		1 戸 当 たり事 業 費 (総事 業 費 / 耕 作 者 実 数) が 8 万 円 ま だ の も の	1 戸 当 たり事 業 費 が 8 万 円 を 越 え 15 万 円 ま だ の も の	1 戸 当 たり事 業 費 が 15 万 円 を 超 え る も の		1 戸 当 たり負 担 額 が 1 万 円 を 超 え 2 万 円 ま だ	1 戸 当 たり負 担 額 が 2 万 円 を 超 え 6 万 円 ま だ	1 戸 当 たり負 担 額 が 6 万 円 を 超 え る も の			
県 営	農 地 農業用施設	50  65	80  90	90  100	1. その年の 1 戸 当 たりの事業 費 が 4 万 円 以上 の 市 町 村。 2. その年を含む過 去 3 年 の 1 戸 当 たり の 事 業 費 が 10 万 円 以上 の 市 町 村。 3. 上記 1 及 び 2 を 満 た す も の に つ い て は 連 年 災 補 助 額 算 定 方 式 (そ の 年 を 含 む 過 去 3 年 の 事 業 費 及 び 関 係 耕 作 者 を そ の 年 の 事 業 費 及 び 関 係 耕 作 者 数 と み な し て 単 年 災 の 場 合 の 補 助 算 定 方 式 に よ り 算 出 す る) に よ り 補 助 額 を 算 定 し た 結 果、 単 年 災 の 補 助 額 よ り も 有 利 な 場 合 は 連 年 災 方 式 を と る。	70  70	80  80	90  90	( 県 営 ) ① 国 庫 補 助 80% 未 満 の 場 合。  全 体 事 業 費 か ら 国 庫 と 地 元 負 担 を 除 いた 額 ----- ② 国 庫 補 助 80% 以 上 の 場 合。  国 庫 補 助 残 の 60%   国 庫 補 助 残 の 40%		
団 体 営	農 地 農業用施設								( 団 体 営 )  -   国 庫 補 助 残		

直轄災害復旧事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
----------	--------	--------------------

### 趣 旨

「直轄災害復旧事業」は、国が造成した、又は造成中の土地改良施設が被災した場合、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる場合に行われる事業である。この災害復旧事業は土地改良法に基づいて実施される。

### 事業の内容

#### 1 事業の対象となる農業用施設

農業用施設の定義は「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じであり、そのうち国が造成した又は造成中のもので、工事規模が著しく大きい又は工事が高度な技術を要するもの、若しくは当該施設の復旧が公益上、国が行う必要があると認められる施設。

#### 2 災害復旧事業の定義及び適用除外

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

### 復旧手続き

対象となる施設に被害が発生した場合は、都道府県知事から地方農政局長に速やかに災害報告書を提出する。(地方農政局長は災害発生後15日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

また都道府県知事は速やかに災害復旧事業計画書を地方農政局長に提出する。(地方農政局長は災害発生後30日以内に災害報告書を農林水産大臣に提出)

農林水産大臣は提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費を決定する。

### 災 害 要 因

「農地・農業用施設災害復旧事業」と同じ。

### 負 担 割 合

負担割合	区分	国			県	市町村 その他
		土地改良法国库負担率				
		通常負担率	一次高率	二次高率		
		1戸当たり事業費 (総事業費/耕作者実 数)が8万円まで のもの	1戸当たり事業 費が8万円を越 え15万円までの もの	1戸当たり事業 費が15万円を超 えるもの		
国営	農業用施設	65	90	100	①国库負担80%未満の場合。 全体事業費から 国库負担と地元 負担を除いた額	全体事業費の8%
					②国库負担80%以上の場合。 国库負担残 の60%	国库負担残の40%

注：連年災補助率嵩上げ、及び激甚法補助率嵩上げは該当しない。



農村地域防災減災事業 (調査計画事業・実施計画策定)	事業主体	県	農村振興課
		他	地域計画班

## 趣 旨

近年、集中豪雨や地震等の災害により農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が頻発しており、効果的な防災・減災対策を講じるためには、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしを確保する観点から、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することが重要である。

本事業により、総合的な防災・減災対策を実施することにより農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進するため、対策に必要な諸条件について調査及び計画の策定を行う。

## 事業の内容

### 1 調査計画事業

- (1) 農村地域防災減災総合計画策定等
  - ①農村地域防災減災総合計画策定
  - ②安全度評価
  - ③防災情報管理システム整備計画策定
  - ④地域危機管理整備計画策定
  - ⑤地域排水機能強化計画策定
- (2) ため池緊急防災対策情報整備

### 2 実施計画策定

整備事業又は体制整備事業の実施が予定されている地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

## 実施要件

- 1 上記1の(1)の①及び②の事業にあつては、(1)の③から⑤まで又は(2)若しくは下記Ⅱ又はⅢを行う見込みがあること。
- 2 上記1の(1)の③及び④の事業にあつては、次の要件のいずれかに該当すること。
  - (1) 災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等である。
  - (2) 被害面積の合計がおおむね10ha以上(災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ha以上)
- 3 上記1の(1)の⑤の事業にあつては、次の要件に該当すること。
  - (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予測される地域又はこの被害を原因として農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。
  - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。
- 4 上記2の事業にあつては、下記Ⅱ又はⅢの事業の実施要件に該当する事業に係るもの。

区 分	事業区分
I 調査計画事業	(1) 調査計画事業
II 整備事業	(1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備
III 体制整備事業	(1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	実施計画策定	50	25		25	地すべり対策事業に係る調査計画を除き、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画であって、令和2年までに採択される場合は国定補助

土地改良施設突発事故復旧事業	事業主体 県 市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 防災対策班 水利施設保全班
----------------	----------------------	--------------------------------

### 事業の趣旨・内容

土地改良施設突発事故復旧事業は、土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故（以下「突発事故」という。）により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行い、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、もって農業者の経営安定に資することを目的とする。

- 1 現地仮復旧  
安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置
- 2 機能回復を行う復旧工事  
施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置
- 3 緊急応急工事  
1、2のうち、地方農政局長等が緊急に施行する必要があると認める応急工事

### 採択基準

- 1 事業実施により復旧される土地改良施設の末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものであること。ただし、中山間地域にあっては、おおむね10ヘクタール以上のものであること。
- 2 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上となるものであること。
- 3 適切に保全管理されている土地改良施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

### 実施要件

- 1 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。
- 2 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。
- 3 突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧として以下のものは対象としない
  - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧
  - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積のみに係る復旧。
  - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵のみに係る復旧。
  - (4) 森林植生のみに係る復旧。
  - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	32	18 (13)		
団体営	土地改良施設突発事故復旧事業	50 (55)	21 (21)	29 (24)		

※（ ）は離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域の場合

## (7) 施設管理

土地改良施設維持管理適正化事業	事業主体 団体	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-----------------	---------	--------------------------

## 趣 旨

土地改良施設の整備が急速に進展することに伴い、造成された施設が増加している。それらの施設は極めて強い公共性を有しており、社会資本の有効利用の観点から、その整備補修が重要な課題となっている。このため、行政の助成により管理補修の資金を手当し、定期的な補修を行い施設の機能保持と耐用年数の確保を図ることにより、社会資本の保持と農家負担の軽減に資するもの。

## 事業の内容

全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金からの交付金をその事業費の一部として、土地改良区等が土地改良施設の定期的な整備補修（土地改良施設の効率的な運用を図るための一部更新を含む。）を行う。

## 採 択 基 準

### 1 対象施設

- ア 県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業の診断・管理事業の対象となっている農業水利施設
- イ 地区面積が概ね300ha以上、市町村等の行政区分の単位又は職員(当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。)1名以上の土地改良区(合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。)が実施計画に位置づけた農業水利施設。

### 2 整備補修の基準

- ア 県土地改良事業団体連合会の管理専門指導員による診断・管理指導の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱等に従って策定する機能診断に基づき定めた機能保全計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）において、必要と認められた整備補修で、土地改良区等拠出金の対象となっているもの。
- イ 対象施設が団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- ウ 1地区当たりの事業費が200万円以上のもの。(安全管理施設整備対策事業においては、100万円以上)

### 3 整備補修工事の内容

- ア 適正化事業  
おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものは除く。(施設の一部更新を実施する場合を含む。)
- イ 施設改善対策事業  
地区内の円滑な転作の実施及び転作の団地化の促進に資するための小規模な施設の整備補修。
- ウ 安全管理施設整備対策事業  
転落事故を防止するための安全管理施設の整備補修。
- エ 緊急整備補修  
適正化事業に加入して資金を拠出中の土地改良区等で、予測し得ない事故等の発生により緊急に対象施設の整備補修をする必要がある場合に行うもの。

### 4 事業実施例

- ア 適正化事業  
水門扉の整備補修、原動機・ポンプのオーバーホール、電機設備の精密整備、門扉等の塗装、用排水路の小規模の補修しゅんせつ等
- イ 施設改善対策事業

揚水機の変速機の設置，用排水路の整備改善，水門・分土工等の整備補修，簡易な貯水施設・かん水施設の設置等

ウ 安全管理施設整備対策事業

立入り・転落を防止するフェンス，ハンドレール，通行止門扉等の整備補修

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	土地改良施設維持管理適正化事業 施設改善対策事業 安全管理施設整備対策事業	30	30	40	

基幹水利施設管理事業	事業主体	県	農村整備課
		市町村	水利施設保全班

## 趣 旨

都道府県又は市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、防潮水門又は排水樋門をいう。）及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることに資するもの。

## 事業の内容

地域に存する一連の基幹水利施設について、都道府県、市町村及び土地改良区等が推進委員会を設けて「基幹水利施設管理強化計画」を策定し、これに基づいて市町村等が土地改良区と連携をとりつつ、施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の防災・環境保全等の機能を強化した管理事業を実施するもの。

## 採 択 基 準

### 1 一般型

(1) ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門、幹線用排水路であって、次の条件を全て満たす施設及びこれと一体的に管理する必要のある施設。

- ① 国より管理委託されたもの。
- ② 基幹水利施設管理強化計画に位置づけられ、かつ、その公共・公益的機能が高く適正な管理が特に必要と認められるもの。
- ③ 施設ごとに一定の規模要件を満たすもの。

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダ ム	設計洪水量がおおむね300m <sup>3</sup> /S以上、または貯水量がおおむね2,500千m <sup>3</sup> 以上であること。
頭 首 工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1) 設計洪水量がおおむね300m <sup>3</sup> /S以上であること。 (2) ゲートを1門以上有すること。 (3) 最大取水量がおおむね1.0m <sup>3</sup> /S以上であること。
用 水 機 揚	最大取水量がおおむね1.0m <sup>3</sup> /S以上であること。
排 水 機 場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排 水 樋 門 (排水分水ゲートを含む)	計画通水量がおおむね15m <sup>3</sup> /S以上(排水分水ゲートにあっては、流末の排水先への総分水量が概ね15m <sup>3</sup> /S以上)であること。
幹線用排水路	幹線排水路にあっては計画通水量がおおむね15m <sup>3</sup> /S以上、幹線用水路にあっては計画通水量がおおむね5m <sup>3</sup> /S以上であって基幹水利施設と連携した管理を行うものであること、

(2) 受益面積 1,000ha以上（畑地にあっては300ha以上）、地盤沈下地帯にあっては各々500ha、100ha以上

(3) 非農地率 受益区域内において10%以上

(分母を受益農地に用排水効果が期待される非農地の面積を加えたもの)

面積がおおむね100ha以上（地盤沈下地帯にあっては50ha以上）

畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30ha以上（地盤沈下地帯にあっては10ha以上）

## 2 特別型

(1) 国営土地改良事業により造成した施設（これに準ずる国有の土地改良施設を含む）のうちダム、頭首工、排水機場、又は防潮水門（関連施設を含む）であって、次の条件を満たすもの。

- ① 農林水産大臣により管理を委託されたもの。
- ② 公共・公益的機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有すると認められるもの。
- ③ 施設ごとに一定の規模要件及び浸湛水被害の防止機能要件に該当するもの。

施設の区分	施設の規模及び関係受益面積等に係る条件	浸湛水被害の防止機能に係る要件
ダム・頭首工	設計洪水量がおおむね700m <sup>3</sup> /s以上でゲート3門以上を有するもの。	一級河川又は二級河川に設置された管理上特別の技術的配慮を必要とするものであって、その操作により関係受益地帯の相当部分を占める地域について浸湛水被害の防止が見込まれ、かつ、非農地が当該地域の面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
排水機場	1 機場おおむね口径1,500mm以上の排水機が5台以上設置されているもの又は排水能力においてこれと同程度のもの。	その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。
防潮水門	年間利用水量がおおむね4,000万m <sup>3</sup> 以上又は満水面積がおおむね1,000ha以上の淡水湖に係るもので、計画通水量がおおむね1,000m <sup>3</sup> /s以上又は流域面積がおおむね10,000ha以上のもの。	その操作が地域社会の環境保全に著しい影響を及ぼすものと認められるものであって、その操作により浸湛水被害の防止が見込まれる非農地の面積が関係受益面積のおおむね20%以上を占めると認められるもの。

(2) 受益面積 3,000ha以上

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県営	基幹水利施設管理事	30	70	—	—	荒砥沢ダム（本体）、小田ダムに係る分
		30	30	40	—	荒砥沢ダム（沖富調整池）に係る分
		30	30	20	20	岩堂沢、ニツ石ダムに係る分
団体営	基幹水利施設管理事	30	1～30 [1]	40～69 [69]	[ ] はH23新規地区以降適用	

※他の土地改良施設管理費補助の対象経費との重複は認められない。



国営造成施設管理体制整備促進事業	事業主体 県 市町村等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------------	-------------------	--------------------------

## 趣 旨

国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、予定管理者である土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進を図り、また、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化、地域防災に対応するため、都道府県と市町村が連携し国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図り、国営造成施設の管理の適正化に資するもの。

## 事業の内容

### 1 操作体制整備型

(1) 操作体制整備型は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している国営造成施設について、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区等に委託し、国の指導のもとに土地改良区等に操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進する。

(2) 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了の2年前から2年間とする。

### 2 管理体制整備型

(1) 管理体制整備型は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手の育成・確保等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動（以下「計画推進事業」という。）
- ② 管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という。）

(2) 計画推進事業のうち管理体制整備計画の更新（新たな施設については当該計画の策定又は変更）（以下「計画更新活動」という。）においては、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結、土地改良区間等におけるネットワーク化を明らかにするとともに、管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。

(3) 管理体制整備の推進活動については、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置するものとする。

なお、当該協議会は関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、国、都道府県土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 事業実施期間は令和4年度までとする。

## 対象施設

- 1 操作体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす国営造成施設とする。
  - (1) 予定管理者が土地改良区等である施設であること。
  - (2) 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した基幹水利施設（構造改善局長が別に定める基準に適合するダム，頭首工，揚水機場，排水機場，管水路に係る水管理施設その他の農業用排水施設に限る。）及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設であること。
  
- 2 管理体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。
  - (1) 土地改良区等（連合）が直接管理する国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。  
※

※当該国営土地改良事業の事業計画上の関連事業，あるいは用水計画，排水計画に位置づけられている都道府県造成施設である。

## 事業主体

- 1 操作体制整備型の事業主体は、対象施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。
- 2 管理体制整備型の事業主体は計画推進事業のうち，計画更新活動にあつては都道府県，推進活動及び支援事業にあつては都道府県又は市町村とする。ただし，支援事業のうち，予防保全・省エネルギー化対策にあつては都道府県，市町村または土地改良区等とする。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
県営	管理体制整備型（計画更新活動）	50	50	—	
団体営	操作体制整備型	60	1	39	
	管理体制整備型（推進活動・支援事業）	50	25 [ 1 ]	25 [49]	[ ] はH19新規地区以降適用

水利施設管理強化事業	事業主体 県 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
------------	------------------	--------------------------

## 趣 旨

多面的機能を有する農業水利施設について、集中豪雨の激甚化・頻発化により、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められていることから、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図ることを目的とする。

## 事業の内容

### 一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下、「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下、「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

## 対象施設

一般型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設とする。

- (1) 土地改良区等が直接管理する、管理強化計画に基づき造成された国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
市町村営	一般型	50	1 [25]	49 [25]	[ ]は国営造成施設管理体制整備 進事業にてH18以前新規地区に適用

<b>県営造成施設管理体制整備促進事業 (県単)</b>	事業主体 市町村	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------------------------------	----------	-----------------------

## 趣 旨

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全等農業用水以外の機能（以下「多面的機能」という。）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取組みが必要となっている。

このため県と市町村が連携し県営造成施設の管理体制の整備を図るものである。

## 事業の内容

### 1 事業の内容

(1) 本事業は、県と市町村が連携を図り、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画策定事業
- ② 管理体制整備推進事業
- ③ 管理体制整備強化支援事業

(2) 管理体制計画策定事業は、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結等とともに、管理体制整備計画書を適切に更新する。

(3) 管理体制整備推進事業は、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。

なお、当該協議会は、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 管理体制整備強化支援事業は、多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う。（但し、農業生産活動に係るものは除く）

補助対象経費は、下記費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。

- ①操作運転費 ②点検整備費 ③施設管理費 ④施設費 ⑤調査費 ⑥油脂費
- ⑦電力料 ⑧整備補修費

## 対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

(1) 対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること。（国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。）

(2) 対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

---

## 事業主体

- 1 本事業の事業主体は、市町村とする。

## 負担割合

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
市町村営	① 管理体制整備計画策定事業				補助なし
	② 管理体制整備推進事業	-	50 以内	50 以上	
	③ 管理体制整備強化支援事業	-	50 以内	50 以上	

<b>土地改良区体制強化事業</b>	事業主体 県 土地改良区 地方連合会 公募団体	所管課班 農村振興課 指導班 農村整備課 換地・用地班 (受益農地管理・換地関係のみ) 農村整備課 水利施設保全班 (基幹水利施設保全管理 技術向上研修のみ)
--------------------	-------------------------------------	---

## 趣 旨

土地改良区自らが主体的に将来のあり方を検討するなどの地域の自助努力を促しつつ、本事業により、土地改良区の施設・財政管理の強化、受益農地管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等の土地改良区の体制強化対策を実施する。

## 事業の内容

### 1 施設・財務管理強化対策

(1) 県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が行う施設・財務管理強化対策

#### ①管理運営体制強化委員会の設置

地方連合会が行う土地改良施設の診断・管理指導等の実施方針の策定や監査実務向上研修の内容の検討を行う。

#### ②土地改良施設の診断・管理指導の実施

管理専門指導員を配置し、定期的及び土地改良区等からの要請に基づいて、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂上必要な調査等を行う。

定期診断指導：ダム（ため池を含む。）、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設を対象施設とし、県内の土地改良施設の数等勘案の上、地方連合会が定める。

要請診断指導：定期診断指導の対象施設以外で、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設を対象とする。

#### ③土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策

##### (ア) 土地改良相談業務事業

土地改良関係法令等に精通した地方連合会の職員及び学識経験者を相談指導員として配置し、土地改良区等からの相談に対応する。

##### (イ) 苦情・紛争対策専門家の委嘱

近年の複雑化・高度化する相談等に的確に対応するため、弁護士及び公認会計士等に相談業務を委嘱することができる。

#### ④財務管理強化に関する指導等

土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため、土地改良区等の複式簿記会計の導入等及びその他の会計経理の課題の解消に関する以下の事項を実施する。

なお、必要に応じて会計指導員（４の（１）の③に掲げる会計指導員）を活用する。

##### (ア) 複式簿記会計に関する巡回指導

管理運営体制強化委員会で策定した複式簿記会計指導計画に基づき現地において指導を行う。

##### (イ) 財務管理強化相談業務

土地改良区等からの電話・電子メール等による相談に対応できるよう財務管理強化相談窓口を設置する。

##### (ウ) 会計の専門家の配置

地方連合会に公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人のいずれかの会計の専門家を配置する。

##### (エ) 非補助土地改良事業推進支援

非補助土地改良事業の実施主体に対し、現地における推進指導を行う。

#### ⑤土地改良区再編促進モデル事業

地方連合会が土地改良区の会計事務処理体制の構築及び財務管理の強化を図るため、以下の事項を実施する。

(ア) 事務連合早期設立支援モデル構築

地区面積が300ha未満の土地改良区（以下「小規模土地改良区」という。）が、都道府県の区域ごとに会計事務を共同で行う土地改良区連合を設立し、小規模土地改良区の業務継続を支援するモデルを確立する。

(イ) 市町村単位での合併モデル構築

同一市町村内で隣接する小規模土地改良区の合併に向けた合意形成を行うため、関係土地改良区、関係団体等により構成される協議会を設置し、合併の合意形成を図るモデルを確立する。

## 2 受益農地管理強化対策

### (1) 公募団体が行う受益農地管理強化対策

土地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障が生じている地区等を対象に支障の内容や財産管理制度活用上の課題、対応方策等について調査を行う。その調査結果を基に、財産管理制度活用マニュアルの作成や制度の普及・啓発を行う。

また、財産管理制度活用推進委員会を設置し、調査の項目、マニュアルの内容及び普及・啓発の検討を行う。

### (2) 地方連合会が行う受益農地管理強化対策

#### ①受益農地管理強化委員会の設置

換地等技術向上研修の実実施計画の策定及び内容の検討を行う。

#### ②換地選定に関する指導

換地選定が未実施の地区について、市町村、土地改良区等の役職員及び換地委員に対して、当該地区の現地での基礎調査、換地設計基準の作成及び換地選定の指導を行う。また、当該地区のうち、換地選定について特に指導の必要性が認められる地区を重点指導地区に指定し、計画的に巡回指導を行う。

#### ③換地処分未了地区等の解消に関する指導

事業完了予定年度を越えているにもかかわらず換地処分が行われていない地区又はそのおそれのある地区について、早期の換地処分に資するため、次の支援を行う。

(ア) 換地処分未了地区等の実態把握

(イ) 換地処分未了地区等における換地処分促進の検討と指導方針の策定

(ウ) 換地処分未了地区等に対する指導等

#### ④財産管理制度活用に関する指導

農用地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障が生じており、早期の換地処分のために財産管理制度の活用が有効とされる地区等を対象に、制度活用に向けた具体的な活用方針の検討や指導等を行う。

#### ⑤交換分合等による農用地の利用集積に関する指導

交換分合を実施又は予定している事業主体等に対し、必要な助言・指導を行う。

また、農用地利用集積推進対策会議を設置し、ほ場整備等基盤整備事業が完了した地区において土地改良区等が行う農用地の利用集積活動に対する指導等の検討を行い、土地改良区等に対して農用地の利用集積に関する技術的指導等を行う。

## 3 統合整備強化対策

### (1) 土地改良区が行う統合再編整備事業

#### ①統合整備

統合整備に伴う統合整備計画の樹立や及び計画樹立に係る調査の実施、附帯施設整備の支援を行う。

【事業要件】

(ア) I型地区

I型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a 運営基盤強化のため、統合整備を行うことにより、市町村との連携強化を図るとともに、土地改良事業の計画的推進、維持管理の合理化又は運営経費の節減を図るものであること。
- b 合併後の土地改良区の地区面積又は土地改良区連合の所属土地改良区の総地区面積（以下「統合整備後の土地改良区等の地区面積」という。）がおおむね3,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。
- c その役員の数、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね3年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- d 合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が4地区以上であること。

ただし、合併関係土地改良区数又は土地改良区連合の所属土地改良区数が3地区以下の場合であっても、そのうち2地区以上が各々おおむね1,000ha以上である場合は実施できるものとする。

(イ) II型地区

II型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のa及びcに掲げる要件。
- b 統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね1,000ha以上であり、統合整備基本計画等を達成するために、重点的に合併又は土地改良区連合の設立を推進する必要があると認められるものであること。

(ウ) III型地区

III型地区は次の要件に適合するよう努めなければならない。

- a (ア)のaに掲げる要件。
- b 合併又は土地改良区連合の設立を行う地区にあっては、統合整備後の土地改良区等の地区面積がおおむね300ヘクタール以上又は市町村等の行政区分の単位となる土地改良区であり、その役員の数、原則として、一定期間（吸収合併にあっては残任期間、新設合併にあってはおおむね2年間）経過後は別表の基準に適合させること。
- c 合同事務所を設置する地区にあっては、合同事務所を設置する土地改良区等の総地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位となる区域内の全土地改良区等が合同事務所を設置するものであり、関係土地改良区等の業務運営が合理化・簡素化すること。

別表

「土地改良区の合併後の役員定数削減目標基準」

合併後の役員定数については、合併後の面積規模別又は合併土地改良区数別に設けた次表のいずれか少ない方を目標とする。

合併後の面積規模別による基準		合併土地改良区数別による基準	
面積規模	目標役員定数	合併土地改良区数	目標役員定数
500ha未満	15人以下	2地区	合併前役員定数の単純計 ×2/3以下
500～1,000ha	20人以下	3～4地区	合併前役員定数の単純計 ×1/2以下
1,000～5,000ha	25人以下	5地区以上	合併前役員定数の単純計 ×2/5以下
5,000ha以上	30人以下		

統合整備を実施しようとする土地改良区等は、県知事の承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり地方農政局長と協議するものとする。



## ②管理再編整備

集落管理組織機能の低下，農業用排水路ごとの農業用水の過不足等の状況を踏まえた適正な管理又は中山間地域等の条件不利地域であって施設管理組織が形成されていない地域における地域農業の振興を図るため，土地改良区が行う管理再編整備計画の樹立や附帯施設整備の支援を行う。

### 【事業要件】

地区面積がおおむね300ha以上又は市町村等の行政区分の単位の土地改良区であること。

管理再編整備を実施しようとする土地改良区は県知事に承認を受けること。県知事はこれを承認するにあたり，地方農政局長へ協議するものとする。

## (2) 県が行う統合整備重点指導地区に対する指導

### ①統合整備推進委員会の設置

統合整備推進委員会を設置し，統合整備基本計画等の達成のため特に重点的に指導を必要とする統合整備重点指導地区の課題，推進方針について検討し，これを取りまとめ，統合整備推進計画を策定する。

### ②県による指導

統合整備推進委員会における検討状況を踏まえ，統合整備重点指導地区に対し，統合整備の推進のため指導・助言を行う。

## 4 研修・人材育成

### (1) 公募団体が行う研修・人材育成

#### ①統合整備推進研修

土地改良区の統合整備を推進するリーダーの育成を図るため研修を実施する。

#### ②施設管理研修

土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等の資質向上を図るため研修を実施する。

また，土地改良施設の診断・管理指導等に基づき実施される整備補修について，先進技術の導入やコスト低減等の整備補修事例による技術の共有化を図るため土地改良施設の整備補修事例検討会を行う。

さらに，農業用水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため，土地改良区及び土地改良区連合に対し最新の知見に基づき指導する技術者や維持管理及び会計運営に携わる技術者の育成を図るための研修を行う。

#### ③財務管理強化研修

##### (ア) 複式簿記促進特別研修

複式簿記を導入し，土地改良区等の財務状況の明確化・透明化を図るため，土地改良区等の役職員，地方連合会職員及び都道府県職員等を対象とした研修を実施する。

##### (イ) 会計指導員育成研修

1 (1) ④ (ア) の巡回指導，1 (1) ④ (イ) の財務管理強化相談業務及び土地改良区等の指導監査を行う会計指導員を育成するため，地方連合会職員並びに土地改良区等及び国・地方公共団体の土地改良事業に係る業務経験者等を対象に，土地改良区等の財務管理強化に関する専門的な研修（試験を含む。）を実施する。

#### ④換地関係異議紛争処理実務研修

土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため，既往の異議紛争事例等を活用し，異議紛争等の解決を促進する研修を実施するとともに，地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行う。

### (2) 地方連合会が行う研修・人材育成

#### ①技術実践向上研修

土地改良区の役職員等に対して、技術力向上に資するため、農業農村整備事業に関する基礎的、専門的知識を習得する研修を行う。

②基幹水利施設保全管理技術向上研修

基幹水利施設の計画的な点検・整備を通じて行う機能診断及び機能保全計画策定等に関する管理技術について施設の日常管理に携わる施設管理者の技術力向上を図るため、現地指導等を実施するもの

- (ア) 施設の操作運転、点検及び整備に関すること。
- (イ) 施設の機能保全に関すること。
- (ウ) 施設に係る災害・事故等のリスク管理に関すること。

対象施設は、国営土地改良事業等で造成され土地改良区等が管理している基幹水利施設で農村振興局長が定める「対象施設の評点の算定方法」に基づき算定した評点が5点以上の施設及びこれと併せて一体的な管理を行う必要のある水路又はその他施設とする。

③監査実務等向上研修

土地改良区等の内部けん制機能及び運営基盤の強化を図るため、土地改良区等の役職員等を対象とした監査・内部点検の実務及び非補助土地改良事業の活用実務に関する研修を実施する。

④換地等技術向上研修

(ア) 換地事務に関する研修

管理強化委員会で定められた年間研修計画に基づき、下記に掲げる研修を実施する。

a 新規担当者研修

新規に換地事務を担当する市町村、地方連合会及び土地改良区等の職員に対する研修

b 換地計画実務研修

換地事務に従事している換地技術者等に対する研修

c 換地委員等実務研修

換地を伴う土地改良事業の着工（予定）地区の換地委員（準備委員）、事業推進委員）土地改良区等の役員及び地域のリーダー等に対する研修

(イ) 交換分合に関する研修

交換分合の実務に携わる職員等を対象として、実務研修・講習を実施する。

5 複式簿記導入促進対策

公募団体は、土地改良区における適正な複式簿記会計の円滑な導入を行うため、土地改良区の会計基準に対応した簡易で安価な会計ソフトの開発を行う。

**事業主体**

1（1）・2（2）・4（2）は地方連合会、3（1）は土地改良区又は土地改良区連合、3（2）は県、2（1）・4（1）、5は公募団体

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	土地改良区体制強化事業 1～4 (ただし、下記を除く。)	50	50		
	” 1（1）④－ア・ウ、⑤－イ、 2（1）4（1）、5	定額	－		

## (8) 県单独補助事業

<b>土地改良施設機能診断事業</b>	事業主体 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
---------------------	-------------	--------------------------

### 趣 旨

経年変化により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断劣化度の評価、整備補修年次計画作成整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図るもの。

### 事業の内容

- 1 外観及び分解検査による劣化度合の測定・健全度評価
- 2 施設診断カルテ及び整備補修年次計画又は機能保全計画の作成（必須）
- 3 小規模な整備補修（緊急的な整備補修を含む）

※事業実施期間 平成29年度～令和3年度

### 採 択 基 準

- ・ 土地改良事業等で造成した受益者数が農業者2者以上の土地改良施設（用排水機場，頭首工，水門，水管理施設等）
- ・ 1地区の受益面積の合計がおおむね10ha以上
- ・ 1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	土地改良施設機能診断事業	-	30	30	40	市町村が30%以上助成する場合に限る

<b>みやぎ都市農村交流 アドバイザー派遣事業</b>	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班
---------------------------------	--------	-------------------------

## 趣 旨

都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「交流活動」という。）の開始から実践、継続において発生する課題の解決等を支援するため、交流活動を行う団体等（以下「活動団体」という。）に対して、助言・指導等を行う各分野の専門家等（以下「アドバイザー」という。）として派遣し、地域資源を活用した多様な交流活動の推進を図る。

## 事業の内容

### 1 概要

県は、交流活動を支援するため、次の事項に関する助言及び指導を必要とする活動団体に対して、アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 補助事業等で整備した交流活動に関する施設等の利用の向上や活性化について
- ③ その他、交流活動の推進に必要と認められる事項について  
(経営改善、景観づくり、地域デザイン、地域ネットワークづくり、郷土史・芸能、郷土地理・気象、食品開発・生産方式、販売・マーケティング等に関すること)

### 2 派遣対象者

派遣対象となるのは、交流活動を行う団体等であり、かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で、県が派遣による効果が見込めると判断したときにのみアドバイザーを派遣する。

### 3 派遣回数及び指導時間

- ① 1団体につき原則年間3回まで（1回3時間まで）
- ② 活動団体の負担 派遣一回につき1,000円

### 4 事業実施期間

令和3年度～令和6年度

<b>農業水利権管理事業</b>	事業主体 県	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------------	--------	--------------------------

### 趣 旨

宮城県が河川法第23条に基づき取得した水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行うことにより、農業用水の確保を図るためのもの。

### 事業の内容

- (1) 水利使用の許可申請書の作成
- (2) 現況調査及び検討
- (3) 水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成
- (4) 河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備
- (5) その他

### 採択基準等

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権を対象とし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	農業水利権管理事業	-	100	-	-	

中山間地域農地保全支援事業	事業主体	市町村 土地改良区等	所管課班	農山漁村なりわい課 中山間振興班

### 趣 旨

営農条件不利地が多い中山間地域において、多様な農業者の営農継続により農地保全を図るため、小規模農地を対象にした簡易な基盤整備を実施し、作業効率向上や作業安全性を確保するもの。

### 事業の内容

- 1 小規模農地の簡易基盤整備
  - (1) 田の区画拡大 (2) 暗渠排水 (3) 湧水処理 (4) 水路整備 (5) 石礫除去 など
- 2 工期は単年度
- 3 事業実施期間 令和元年度～令和5年度

### 採 択 基 準

事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 法指定の中山間地域における農用地
- (2) 受益者2戸以上
- (3) 事業費50万円以上
- (4) 国庫補助事業要件に該当しない農用地
- (5) 耕作継続(5年間)誓約書の提出

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	中山間地域農地保全支援事業	—	定額 (下表)	—	

事業種目	単価(千円)	事業種目	単価(千円)
区画拡大	105/10a	石礫除去	145/10a
暗渠排水	105/10a	ゲラントカバープランツ	47/100m <sup>2</sup>
湧水処理	100/100m	管理作業ステップ	20/10m
水路整備	70/10m	畦越えスロープ	20/箇所
客 土	65/10a	農作業道整備	60/10m

農地等地域整備構想策定支援事業	事業主体	市町村	農村振興課
		土地改良区	地域計画班

## 趣 旨

県営事業について、土地改良法の規定による事業申請者は、土地改良法に携わる関係者の合意に基づき、地域の現状と課題を整理し、県営事業の実施によって目指す農村地域の将来構想等を明らかにした「農地等地域整備構想」を策定しなければならない。本事業では、地域住民等の主体的取組と創意工夫を基本とした「農地等地域整備構想」の策定を助成し、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

## 事業の内容

「農地等地域整備構想」策定に向けた市町村及び土地改良区の活動を支援する。

農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を目標とする場合は、農地調査に関する活動を支援する。

「農地等地域整備構想」は地域振興に関する各種計画と調和がとれ次の1～3のいずれかの項目及び内容が盛り込まれていることとする。

- 1 農地整備型
  - ①基本方針
  - ②農村活性化目標
  - ③地域の現状
  - ④農村活性化実行計画
  - ⑤農地調査等
- 2 土地改良施設整備型
  - ①施設管理強化に関する事項
  - ②財務管理強化に関する事項
  - ③受益農地管理強化に関する事項
  - ④土地改良区の統合整備強化に関する事項
  - ⑤研修・人材教育に関する事項
- 3 農地等防災・減災対策型
  - ①市町村の概要、災害対策上の課題
  - ②今後の防災・減災対策の推進方針
  - ③防災・減災対策の取組状況

## 実施要件

- 1 実施地域は、宮城県農業農村整備事業等実施要綱に定める事業管理計画に位置付けがあるなど、計画的に県営事業の実施が見込まれる地区を含む地域とする。
- 2 農地整備型の実施地域は、数集落を単位とした広がりをもつ地域で、地域づくりについて地域住民の熱意及び意欲が高く、市町村等による支援体制が整備されることが見込まれる地域とする。
- 3 土地改良施設整備型は、地域の課題が明確であり地域整備構想策定による体制強化が見込まれる地域とする。
- 4 農地等防災・減災対策型は、地域の災害対策上の課題が明確であり、地域整備構想策定による防災・減災対策の体制強化が見込まれる地域とする。

## 事業主体

- 1 農地整備型については、市町村又は土地改良区とする。
- 2 土地改良施設整備型については、土地改良区とする。
- 3 農地等防災・減災対策型については、市町村とする。

## 補助額

### 定額

- 1 構想策定支援 1 地区あたり50万円／年以内とする。2カ年の継続を可能とする。
- 2 農地調査活用地区 1 地区あたり60万円／年以内とする。
- 3 1に加えて、2を活用する場合は、1地区あたり110万円／年以内とする。



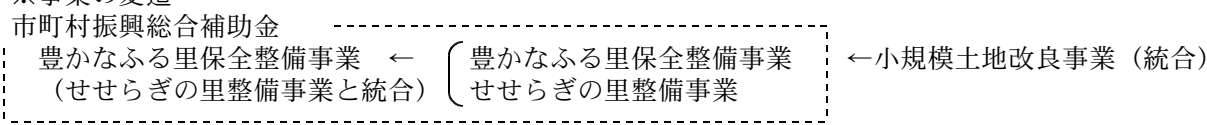
(9) 市町村振興総合補助金  
(農業農村整備事業関係)

(市町村振興総合補助金メニュー事業)	事業主体	市町村 土地改良区等	所管課班	農山漁村なりわい課 中山間振興班
<b>豊かなふる里保全整備事業</b>				

### 趣 旨

農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や6次産業化、グリーンツーリズムの推進等、地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備及び調査計画を総合的に実施するもの。

#### ※事業の変遷



### 事業の内容

- 1 整備事業
  - (1) 農業生産基盤整備
  - (2) 農村環境基盤整備
  - (3) 農村交流基盤整備
  - (4) 特認事業
- 2 調査計画事業

### 採 択 基 準

- 事業は、次に掲げる要件に該当するものとする。
- (1) 農業生産基盤整備は、「地域農業マスタープラン」等の各種計画に基づき、受益農地に主食用米の作付けはもとより、麦・大豆等の畑作物をはじめ加工用米、露地野菜やそばなど多様な作物を現に作付けしている又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備は、農業生産基盤整備と連携又は6次産業化やグリーンツーリズム等の推進が図られること。
  - (2) 農業生産基盤整備については、受益戸数が2戸以上であり、かつ関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合は、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。
  - (3) 総事業費が150万円以上5,000万円未満であること。なお、整備事業は150万円以上で3箇年以内、調査計画事業は125万円以上で2箇年以内であること。
  - (4) 事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。

事業種類の区分	工 種
1 整備事業	
(1) 農業生産基盤整備	ほ場整備, かんがい排水, 農道整備, 暗渠排水, 客土, 土壌改良及び農用地保全・造成
(2) 農村環境基盤整備	農業集落道整備, 農業集落排水施設整備, 公共施設保全整備, 地域資源利活用施設整備, 集落防災安全施設整備, 集落緑化施設・環境管理施設整備, せせらぎの里整備
(3) 農村交流基盤整備	集落農園・市民農園整備, 遊歩道整備, 交流施設整備, 集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備
(4) 特認事業	知事が特に必要と認める施設の整備
2 調査計画事業	実施計画策定に必要な諸条件の調査, 計画, 設計等

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
	豊かなふる里保全整備事業	—	40以内	60以上 ※	

※施行者が市町村以外の場合は採択基準（4）を適用

(市町村振興総合補助金メニュー事業) <b>都市と農山漁村の 交流拡大事業</b>	事業主体 市町村	農山漁村なりわい課 所管課班 交流推進班
--	----------	----------------------------

## 趣 旨

豊かな自然景観等を有する農山漁村を舞台とした，都市と農山漁村の多様な交流活動の拡大と関係人口の創出により，農山漁村の活性化を図るもの。

## 事業の内容

### 1 対象事業

#### (1) 人材育成に係る事業

講習会，研修会の開催等により，実践者の質的向上と新しく取り組む実践者の育成等を図る事業。

#### (2) 都市農村交流・関係人口拡大に係る事業

農泊，教育旅行，インバウンド，援農ボランティア，世界農業遺産関連による，都市農村交流の推進や，都市企業，団体，人材との連携により創出される，農山漁村の関係人口拡大の推進に関する事業

### 2 対象経費

対象事業の実施に要する経費

### 3 事業実施期間

平成16年度～令和3年度

### 4 補助金限度額

50万円以上／1事業実施主体

負担割合	区 分	国	県	その 他	備 考
	都市と農山漁村の交流拡大事業	—	50	50	

## (10) 非公共事業

<b>みやぎの地域資源保全活用支援事業</b> (基金名：中山間地域等農村活性化基金)	事業主体 県	所管課班 農山漁村なりわい課 交流促進班
--	--------	-------------------------

## 趣 旨

中山間地域等においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化対策が重要な課題となっていることから、土地改良施設及び農地等の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することで地域の活性化を図る。

このため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援する。

## 事業の内容

市町村における地域住民活動の推進と連携して本対策事業を展開する。

### 1 対象地域

中山間地域（4法指定地域）及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域（同様の基金を造成している市町村）。

### 2 基金の造成

県は基金を造成し、国は県の基金造成に対し補助するものとする。（H5～9年造成済み）  
（基金管理主体：県）

### 3 基金運用益等による事業

#### (1) 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地（耕作放棄地等を含む）の機能保全・強化に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査等の研究。

#### (2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成。

#### (3) 推進事業

- ・都道府県委員会等の設置及び運営。
- ・ふるさと水と土指導員等による土地改良施設や農地の保全に関する現地診断・指導及び地域住民活動の活性化に関する推進指導等。
- ・市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織（ふるさと水と土保全隊）の構想化等。
- ・ふるさと水と土指導員、ふるさと水と土保全隊が行う、地域住民活動の活性化に関する推進、指導、活動等。

中山間地域等直接支払交付金事業	事業主体	所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班
	農業者の組織する団体等	

## 趣 旨

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、農業生産活動等を行う農業者に対して交付金を交付する。中山間地域等における多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進する。

## 対象要件

### 1 対象地域

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、離島振興法の4法指定地域
- (2) 知事特認地域
  - ① 4法指定地域に接する農用地を有する地域
  - ② 農林統計上の中山間地域
  - ③ 農林地率・人口減少率等が4法指定地域と同等の地域

### 2 対象農用地

農振農用地区域内であり、1 ha以上の団地又は協働取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上の農用地で、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

- (1) 急傾斜農地（田：1/20以上、畑：15度以上、草地・採草放牧地：15度以上）
- (2) 自然条件により小区画・不整形な水田（大多数が30 a未満で平均20 a以下）
- (3) 市町村長の判断により対象となる農地で、次の(1)(2)いずれかに該当するもの。
  - ① 急傾斜農地と連担した緩傾斜農地（田：1/20～1/100、畑・草地・採草放牧地：8～15度）
  - ② 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
 

高齢化率：40%（農業従事者に対する65歳以上の農業従事者割合）  
耕作放棄率：田8%以上、畑15%以上（経営耕地面積と耕作放棄面積の合計面積に対する耕作放棄地面積の割合）

### 3 対象行為

「集落協定」及び「個別協定」に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画の下で、5年間以上継続して農業生産活動や多面的機能増進活動等を行うこと。

### 4 対象者

協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を対象とする。

### 5 事業主体：農業者団体等

### 6 事業実施期間：令和2年度～令和6年度（第5期対策）

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	中山間地域等直接支払交付金事業 (4法指定地域)	1/2	1/4	1/4	
	” (県特認地域)	1/3	1/3	1/3	

多面的機能支払交付金事業	事業主体 活動組織等	所管課班	農山漁村なりわい課
			交流推進班

## 趣 旨

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるところである。このような状況を鑑み、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積等構造改革を後押ししていく必要がある。

このため、地域共同による農業・農村の多面的機能を支える共同活動や農地・農業用水等の地域資源の質的向上を図る共同活動の取組を支援する。

## 事業の内容

### 1 農地維持支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う組織へ交付する。

### 2 資源向上支払交付金

[事業主体：活動組織等]

地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等を行う組織へ交付する。

※施設の長寿命化を図る活動に係る費用は、原則として工事1件当たり2百万円未満とする。

### 3 多面的機能支払推進交付金

[事業主体：推進組織，県，市町村]

上記1から2の適正かつ円滑な実施を図るため、推進組織，県及び市町村へ交付する。

## 採 択 基 準

○関係する実施要綱，要領

- ・多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知，以下「実施要綱」という)
- ・多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知，以下「実施要領」という)
- ・多面的機能支払交付金交付要綱(平成26年4月1日25農振第2253号農林水産事務次官依命通知，以下「交付要綱」という)

[基本的な交付金の限度額]

交付額 (10a当り)	区 分	地 目	交付単価	備 考
	農地維持支払交付金	田 畑 草 地	3,000円 2,000円 250円	
	資源向上支払交付金（共同活動）	田 畑 草 地	2,400円 1,440円 240円	・5年間以上実施した場合は、左記の7.5割。 ・多面的機能の増進を図る活動を行わない場合は、左記の5/6。
	資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	田 畑 草 地	4,400円 2,000円 400円	・広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を行わない場合は、左記の5/6。

\* 交付金の額は、事業計画を認定する市町村が地域の実情に応じて設定することとなる。

[加算措置]

加算措置の要件については、要綱・要領を確認すること。

		(円/10a)	
項 目		地目	加算単価
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の整備・保全管理」も対応可	田	400
		畑	240
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	草地	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400
小規模集落支援	既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援	田	1,000
		畑	600
		草地	80

\* 5年間以上活動している地区、または長寿命化の活動に取り組む地区は加算単価の7.5割

項 目		交付額（定額）	
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じた交付額	3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
		200ha以上	8万円/年・組織
		1,000ha以上	16万円/年・組織

\* 交付期間は最長5年間

負担割合	区 分	国	県	市町村	備 考
	農地維持支払交付金 資源向上支払交付金（共同活動） 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	1/2	1/4	1/4	
	多面的機能支払推進交付金	1/1	—	—	



農地耕作条件改善事業	事業主体 県市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班 所管課班 農村整備課 ほ場整備第一班
------------	------------------------	---

## 趣 旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

## 事業の内容

《地域内農地集積型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

### 1 定額助成

- (1) 田の区画拡大 [ハード] (2) 畑の区画拡大 [ハード] (3) 暗渠排水 [ハード]  
(4) 湧水処理 [ハード] (5) 末端畑地かんがい施設 [ハード] (6) 客土 [ハード]  
(7) 除礫 [ハード] (8) 更新整備（用水路、排水路、農作業道、特認事業） [ハード]  
(9) 条件改善推進費（調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入 等） [ソフト]  
※ 助成額は工種や施工方法により異なる。

### 2 定率助成

- (1) 農業用排水施設 [ハード] (2) 暗渠排水 [ハード] (3) 土層改良 [ハード]  
(4) 区画整理 [ハード] (5) 農作業道等 [ハード] (6) 農地造成 [ハード]  
(7) 農用地の保全 [ハード] (8) 営農環境整備支援 [ハード]  
(9) 管理省力化支援 [ソフト] (10) 品質向上支援 [ソフト]  
(11) 条件改善促進支援（地形図作成、農用地等集団化 等） [ソフト]  
(12) 指導 [ソフト]

《高収益作物転換型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

基盤整備とともに、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組を実施する。

### 1 定額助成

- 《地域内農地集積型》の1定額助成の(1)から(9)に加えて以下のもの。  
(10) 高収益作物転換推進費（高収益作物転換プラン作成、営農定着推進） [ソフト]  
※ 1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）

### 2 定率助成

- 《地域内農地集積型》の2定率助成の(1)から(12)に加えて以下のもの。  
(13) 高収益作物導入支援（実証展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、  
[ソフト] 農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備)

《スマート農業導入推進型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うGNSS基地局の設置等を実施する。

### 1 定率助成

- (14) GNSS基地局整備 [ハード]

(14) と一体的に実施する以下のもの。

### 2 定額助成

- 《地域内農地集積型》の1定額助成の(1)から(9)。

### 3 定率助成

- 《地域内農地集積型》の2定率助成の(1)から(12)。  
(15) 先進的省力化技術導入支援 [ソフト]  
(16) 調査・調整、実施計画策定支援 [ソフト]

## 採 択 基 準

- 1 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、又は重点実施区域に指定される見込みのある区域。
- 2 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- 3 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- 4 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。

### 《地域内農地集積型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 地域内農地集積促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。

### 《高収益作物転換型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 高収益作物転換促進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 6 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- 7 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。  
(令和2年度においては工程表が公表された地区でも可)

### 《スマート農業導入推進型》

上記1から4に加えて以下のもの。

- 5 スマート農業導入推進計画、農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 6 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。  
(令和3年度までの採択に限り工程表が公表された地区でも可)

## 事 業 主 体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等  
その他農業者等が組織する団体

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備考
県営	定額助成						
	定率助成	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	( )は中山間
	定額助成		定額	—	—	—	
団体営	定率助成	事業の内容の [ハード]のもの	50 (55)	14	36 (31)		( )は中山間
		事業の内容の [ソフト]のもの	50 (55)	—	50 (45)		
	定額助成		定額	—	—	—	

注1) 平成27年度新規事業で予算区分は非公共事業に分類

注2) 平成28年度予算までは直接補助。平成29年度予算より間接補助。

農業水路等長寿命化 ・防災減災事業	県	農山漁村なりわい課
	事業主体 市町村 土地改良区等	中山間振興班 農村整備課 水利施設保全班 防災対策班

### 事業の趣旨・内容

農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故防止などのリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。

区分	対策種類	対策内容	交付対象事業
1 長寿命化対策	(1) 長寿命化対策	長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備	ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査
2 防災減災対策	(1) 自然災害等対策	自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備	カ ため池整備 キ 湛水防除 ク 地盤沈下対策 ケ 農業用排水施設整備 コ 土砂崩壊防止 サ 特定農業用管路等特別対策 シ 農業用河川工作物応急対策 ス 水質保全対策 セ 利活用保全 ソ 機能保全計画策定等 タ 実施計画策定 チ 耐震性点検・調査
	(2) 危機管理対策	防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	ツ 危機管理システム等整備
	(3) ため池防災環境整備	ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備	テ 緊急的な防災対策 ト 地域防災上のリスク除去 ナ ハード整備の着手促進
3 ため池の保全・避難対策	(1) ため池保全・避難対策	緊急時の迅速な避難行動や適切な保管理に つなげる対策	ニ ハザードマップ作成 ヌ 監視・管理体制の強化 ネ 減災対策の実施
4 施設情報整備・共有化対策	(1) 施設情報整備・共有化対策	地理情報システムの情報整備	ノ 農業水利施設情報等の地理情報システム化

## 実施要件

- 1 長寿命化・防災減災計画を策定していること
- 2 上記表の交付対象事業の欄のア及びカからセ、ツからトに掲げる事業を実施する場合は以下の要件を全て満たすこと
  - (1) 交付対象事業1地区辺りの事業費の合計が200万円以上となること
  - (2) 交付対象事業1地区あたりの受益者数が、農業者2者以上であること。(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く)
  - (3) 交付対象事業1地区あたりの事業工期が原則3か年以内であること。(ただし、ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内とする。)
- 3 上記表の工事対象事業の欄のイからオ及びソからチ、ナからネに掲げる事業を実施する場合は、交付対象事業の1地区当たりの事業工期が1か年以内であること。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	長寿命化対策					
	水利施設整備	50 [55]	27.5	10	12.5 [7.5]	県営 ※1
		50 [55]	14	21	15 [10]	市町村営
		50 [55]	14	13	23 [18]	土地改良区営
上記以外	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円	
県 営	自然災害等対策					
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額
団体営	自然災害等対策					
	ため池整備 (ため池整備工事)	50 [55]	18	25	7 [2]	
	機能保全計画策定等 実施計画策定 耐震性点検・調査	定額	—			1地区当たりの国費助成上限は1,000万円。ただし、ため池の耐震性点検・調査については上限は3,000万円
	上記以外	50 [55]	未定	未定	未定	
	危機管理対策	50 [55]	未定	未定	未定	ため池において行うものにあつては、令和12年度までは定額

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
県 営 団体営	ため池防災環境整備					
	緊急的な防災対策	50 [55]	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	地域防災上のリスク除去	定額		—		1 地区当たりの国費助成上限は堤高5m未満1,000万円 堤高5m以上10m未満2,000万円 堤高10m以上3,000万円※2
	ハード整備の着手促進	定額		—		1 地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	ため池保全・避難対策					
	ハザードマップ作成	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額
	監視・管理体制の強化	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1 地区当たりの国費助成上限は500万円※3
	減災対策の実施	50	未定	未定	未定	令和12年度までは定額 1 地区当たりの国費助成上限は500万円
県 営 団体営	施設情報整備・共有化対策					
	農業水利施設情報等の地理情報システム化	50	未定	未定	未定	

[ ] は中山間地域等（離島、特別豪雪地帯、振興農村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜畑地域）の場合

- ※1 頭首工、排水機場などで受益面積が広域のものを対象
- ※2 地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、堤高5m未満で3,000万円、堤高5m以上10m未満で4,000万円、堤高10m以上で6,000万円とする。
- ※3 地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールや、ため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動の場合、助成上限は1,000万円とする。